

**第6期廿日市市障がい福祉計画・
第2期廿日市市障がい児福祉計画**



令和3(2021)年3月

広島県廿日市市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の関係性.....	2
3 計画の法的位置付け.....	3
4 計画の基本的視点	3
5 計画の策定体制.....	5
6 「はつかいち福祉ねっと」との連携	6
第2章 廿日市の概要	9
1 人口等の推移.....	10
2 障がいのある人の状況.....	11
第3章 第6期障がい福祉計画の今後の取組	23
1 成果目標の設定について	24
2 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）の算定	29
3 発達障害者等に対する支援	41
4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	42
5 相談支援体制の充実・強化（基幹相談支援センターの機能の一部実施）	43
6 障害福祉サービス等の質の向上	44
7 地域生活支援事業の見込量（活動指標）の算定.....	45
第4章 第2期障がい児福祉計画の今後の取組	51
1 成果目標の設定について	52
2 障害児通所支援等の見込量（活動指標）の算定.....	53
第5章 計画の推進・評価体制	57
1 障害福祉サービス等の円滑な提供.....	58
2 評価体制について.....	58
資料編	59
1 計画策定経緯	60
2 はつかいち福祉ねっと障がい別会議等からの主な意見.....	62
3 アンケート結果.....	67

第1章 計画の策定にあたって



作品名:虹にハイタッチ

作 者:放課後等デイサービスつなぐ

〈作品・作者紹介〉

空に大きく架かる「希望の虹」にみんなで「届け!」と願いを込めて作成しました。異年齢の利用者の大小様々な手形が見どころです。

1 計画策定の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）では、障害福祉サービス等の提供体制の確保等に関する基本的事項を「障害福祉計画」として市町村において定めることとされています。

障害者総合支援法は、障がいのある人が地域において、その心身の状況や意思に応じて自立した社会生活を営むことができるように、必要な障害福祉サービスに係る総合的な支援を行い、障がいのある人の福祉の増進を図ることを目的としています。

本市では、これまで「第1期障がい福祉計画（平成 18（2006）年度～平成 20（2008）年度）」から「第5期障がい福祉計画（平成 30（2018）年度～令和2（2020）年度）」を策定しました。「第5期障がい福祉計画」では、児童福祉法の一部が改正に伴い、「第1期障がい児福祉計画（平成 30（2018）年度～令和2（2020）年度）」を併せて策定し、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図っています。

令和2（2020）年度に、現行2計画の計画期間が終了することに伴い、これまでの計画の進捗状況及び数値目標の達成状況を検証し、国の計画・基本指針や県の計画、近年行われた制度改革を踏まえ、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とする「第6期廿日市市障がい福祉計画」及び「第2期廿日市市障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

2 計画の関係性

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障がい者 計画	第3次廿日市市障がい者計画									第4次廿日市市 障がい者計画		
	第4期障がい 福祉計画			第5期障がい福祉計 画・第1期障がい児福 祉計画			第6期障がい福祉計 画・第2期障がい児福 祉計画			第7期障がい福祉計 画・第3期障がい児福 祉計画		
障がい福 祉計画・ 障がい児 福祉計画	第4期障がい 福祉計画			第5期障がい福祉計 画・第1期障がい児福 祉計画			第6期障がい福祉計 画・第2期障がい児福 祉計画			第7期障がい福祉計 画・第3期障がい児福 祉計画		
	第4期障がい 福祉計画			第5期障がい福祉計 画・第1期障がい児福 祉計画			第6期障がい福祉計 画・第2期障がい児福 祉計画			第7期障がい福祉計 画・第3期障がい児福 祉計画		

「障がい者計画」は、障害者基本法第11条3項に基づく「市町村障害者計画」です。

「第6期廿日市市障がい福祉計画」及び「第2期廿日市市障がい児福祉計画」は「第3次廿日市市障がい者計画」の基本理念・基本目標を共通認識とし、施策を推進します。

基本理念 全ての市民が、障がいのあるなしにかかわらず等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人としての相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標 一人ひとりが笑顔で暮らせるまちはつかいち

3 計画の法的位置付け

第6期障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく市町村障害福祉計画であり、第2期障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく市町村障害児福祉計画に位置づけられるとともに、広島県障害福祉計画及び障害児福祉計画に反映されます。

「第6次廿日市市総合計画」を上位計画とし、「第3期廿日市市地域福祉計画」及び関連計画である「廿日市市高齢者福祉計画・第8期廿日市市介護保険事業計画」、「第2期廿日市市子ども・子育て支援事業計画」等、各種計画と整合を図りました。

4 計画の基本的視点

障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念及び国が示した基本指針を踏まえた7つを基本的視点とします。

① 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいのある人が地域で障害福祉サービスを受けるため、実施主体として取り組みます。また、障害福祉サービスの対象である身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病患者等に対する障害福祉サービスの周知及び充実並びに広島県の適切な支援等を通じて引き続き障害福祉サービスの均てん化を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援システム、

NPO 法人等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービス）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、精神障がいのある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組づくり、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等に係る取組及び日常生活において医療等の専門的な支援を必要とする人に対する包括的な支援体制の構築等、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれることなく、ともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、計画的に推進します。

⑤ 障がいのある児童の健やかな育成のための発達支援

障がいのある児童及びその家族に対し、早期に身近な地域で支援できるように、障がいの種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実と広島県の適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ります。

また、障がいのある児童のライフステージに沿って、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築と地域社会への参加や包容を推進します。

加えて、医療的ケア児に対して、関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を進めます。

⑥ 障がい福祉人材の確保

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者が協力して取り組んでいくことが重要です。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある人の地域における社会参加を促進するためには、障がいのある人の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。特に、障がいのある人による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある人の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、読書を

通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がいのある人等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）を踏まえ、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を計画的に推進します。

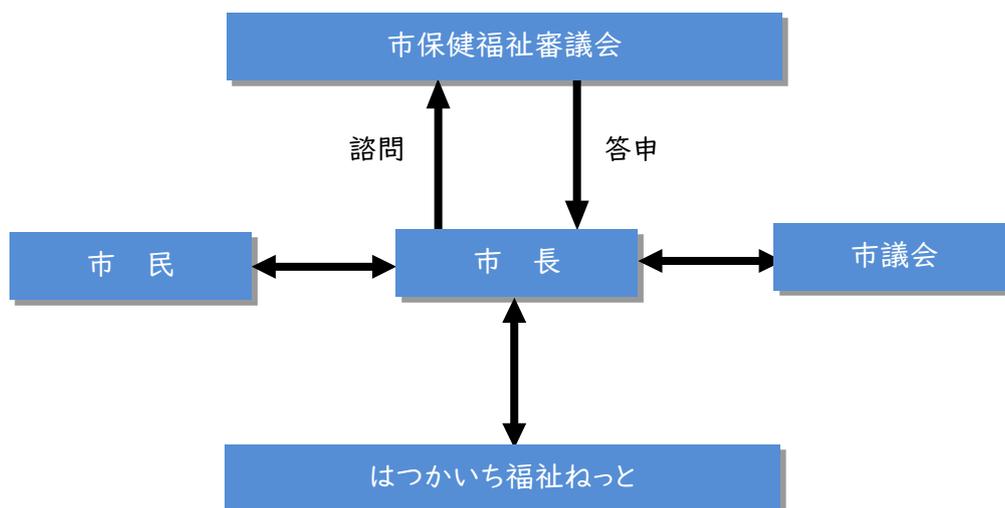
5 計画の策定体制

計画を策定するにあたっては、障がいのある人やその家族、関係事業所で構成された「はつかいち福祉ねっと」で、具体的な検討を行いました。

また、パブリックコメントによる意見聴取を行いました。

これらの協議、検討等を踏まえ、あらためて市長が「市保健福祉審議会」に諮問し、答申を得ました。

【第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画 策定体制図】



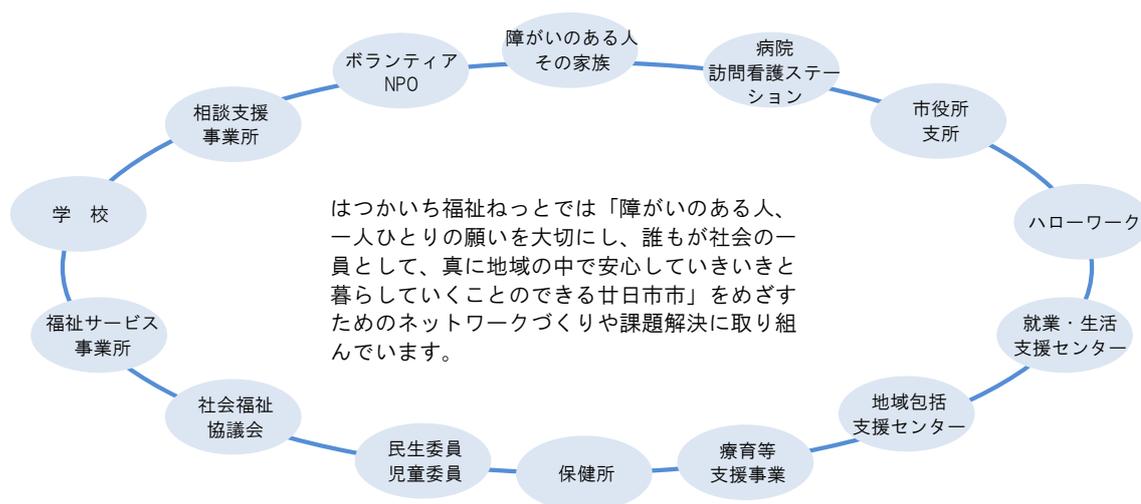
6 「はつかいち福祉ねっと」との連携

障害者総合支援法第 89 条の3第1項の規定により、地方公共団体は、障がいのある人等の支援体制の整備を図るため、障がいのある人やその家族、福祉、医療、教育、就労の関係者等により構成される協議会を置くよう努めなければならないとされています。

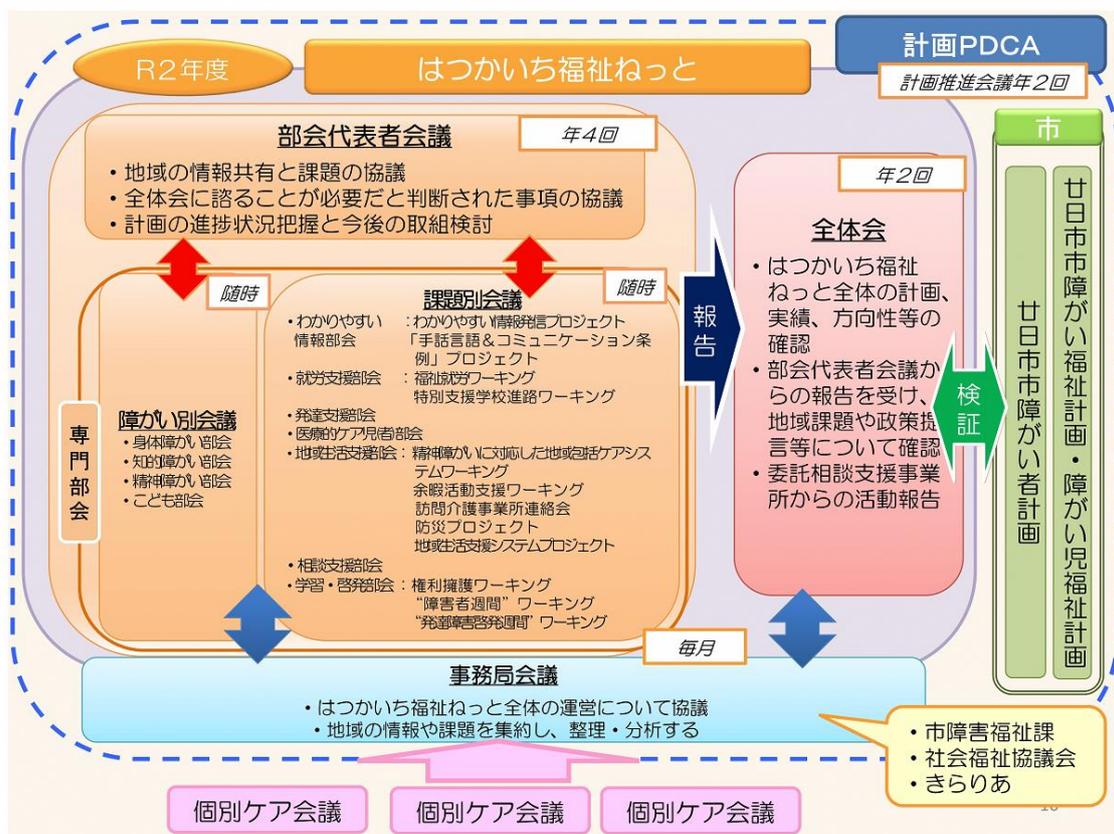
本市では、「はつかいち福祉ねっと」と称する協議会を設置し、福祉、保健、医療、教育、就労等の多分野・多職種の関係者が集まったネットワークを構築しています。

はつかいち福祉ねっとでは、障がいのある人や家族等が抱える個々のケースから浮かび上がってきた地域の課題について、全体会、部会代表者会議、障がい別会議、課題別会議、事務局会議において情報を共有し、役割を分担しながら、具体的な課題解決に向けた社会資源の改善や開発等に取り組んでいます。

【はつかいち福祉ねっと構成図】



【はつかいち福祉ねっと連携図】



名称・対象	内容
全体会 多種多様な地域の関係者で構成する	はつかいち福祉ねっと全体の計画や実績、方向性等の確認を行います。また、専門部会の取組や委託相談支援事業所の活動等の報告を受けて、地域課題や政策提言等の確認を行います。
部会代表者会議 各課題別会議、障がい別会議代表者と事務局で構成する	各部会での取組等や地域の情報を共有するとともに地域課題について協議します。また、全体会で諮る事が必要だと判断された事項について協議します。
専門部会	
障がい別会議 障がい別等の関係者で構成する	身体障がい、知的障がい、精神障がい、こどもの4つの当事者部会により、当事者ニーズや情報の収集、情報提供や現状報告等を行います。
課題別会議 関連する関係者等で構成する	課題ごとに関係者が集い、課題解決に向けて社会資源の改善、開発等の施策提案等を行います。



作 者: 原本 弘子 (Hanaと花舎)



作品名: ポピー、テディベア

作 者: 沖原 悦子 (廿日市市障害者福祉協会)



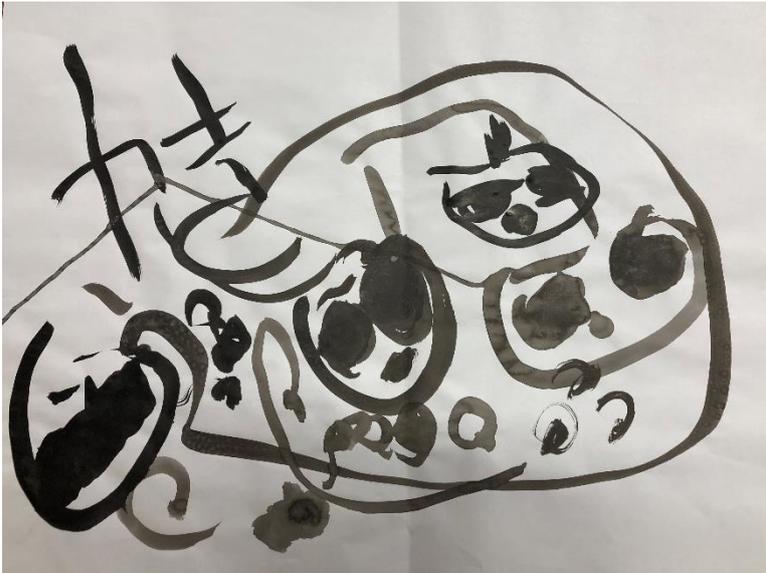
作品名: 我が陶芸『皿』

作 者: 文野 清 (廿日市市障害者福祉協会)

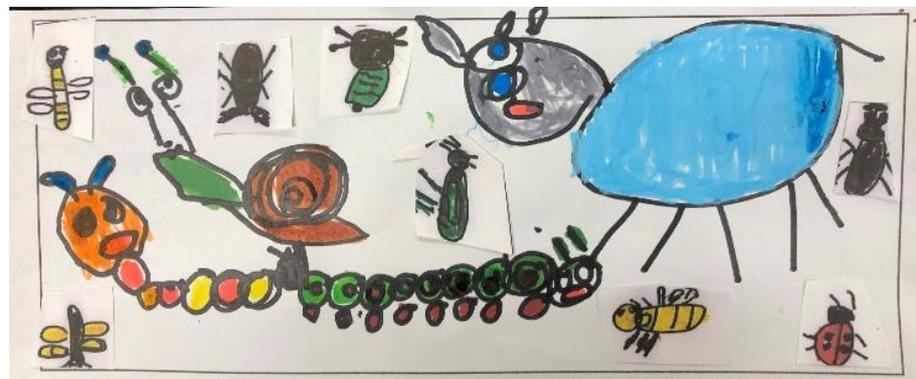
〈作品・作者紹介〉

廿日市市障害者福祉協会では障がいのある人の社会参加と自主・自立におけた活動を行っています。スポーツを通じてお互いの交流を深めるスポーツ大会、障がいのある人による発表や作品展示が行われるフェスティバル、会員の健康増進や交流を目的とした歩行訓練やクリスマス会等のイベントを開催しています。また就労継続支援 B 型事業所「Hanaと花舎」(大野塩屋)を運営し自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援しています。

第2章 廿日市市の概要



作品名: 大好きな仲間
作 者: 堀井 卓弥(くさのみ作業所)



作品名: 虫の仲間たち
作 者: 宮野 貴(くさのみ作業所)

〈作品・作者紹介〉

くさのみ作業所は、障がいの種別・程度に関わらず、すべての障がいのある人たちが作業所の主人公として生き生きと活動できるよう、人間らしい豊かな発達と労働を保障することを目指し、小規模共同作業所としてスタートしました。障がいのある人たちが地域社会の一員として、人間らしく、当たり前で生活していくために、地域住民と強い結びつきを持ち、地域社会に貢献できる取組を目指しています。

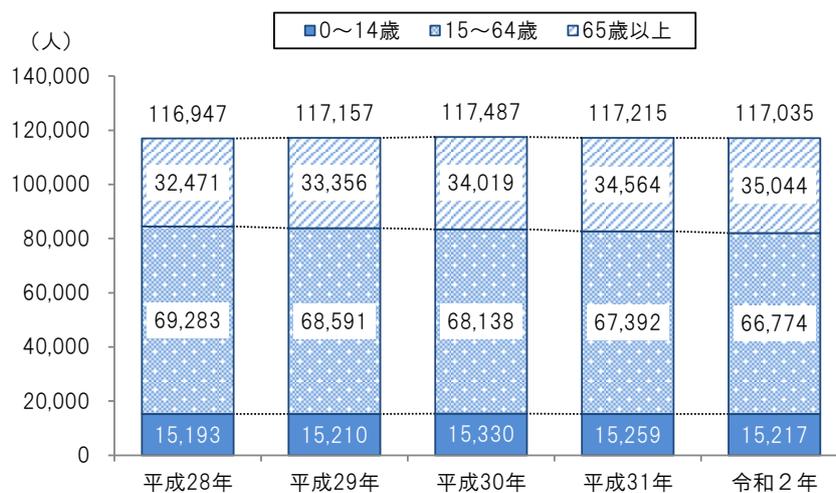
Ⅰ 人口等の推移

(1) 総人口の推移

住民基本台帳における本市の令和2(2020)年現在の総人口は117,035人で、そのうち65歳以上人口は35,044人(高齢化率29.9%)です。総人口は、ほぼ横ばいで推移しています。

この間における年少人口(0~14歳)は横ばいで、生産年齢人口(15~64歳)は減少し、高齢人口(65歳以上)は増加しており、高齢化が進んでいます。

■ 総人口の推移

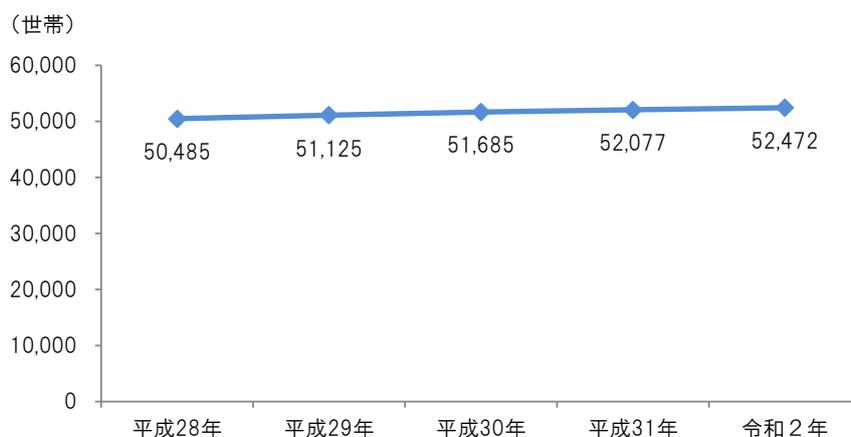


資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 世帯数の推移

世帯数は微増を続けています。

■ 世帯数の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 障がいのある人の状況

(1) 手帳所持者数

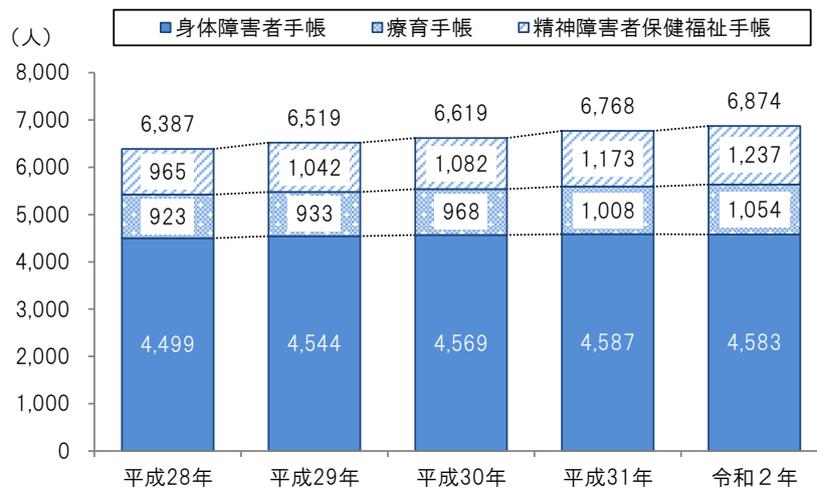
障がいのある人で手帳を所持する人の数は、年々増加しています。令和2(2020)年4月1日現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳 4,583 人、療育手帳 1,054 人、精神障害者保健福祉手帳 1,237 人、合計 6,874 人(住民基本台帳による総人口 117,035 人に占める割合は 5.9%)となっています。

■手帳所持者数の推移

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
身体障害者手帳	4,499 (70.4)	4,544 (69.7)	4,569 (69.0)	4,587 (67.8)	4,583 (66.7)
療育手帳	923 (14.5)	933 (14.3)	968 (14.6)	1,008 (14.9)	1,054 (15.3)
精神障害者保健福祉手帳	965 (15.1)	1,042 (16.0)	1,082 (16.3)	1,173 (17.3)	1,237 (18.0)
合計	6,387	6,519	6,619	6,768	6,874

資料：障害福祉課、広島県(各年4月1日現在) 単位：人、()は割合%

※手帳別構成比は少数第2位を四捨五入しています。構成比の合計が 100%にならないことがあります。



(2) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、身体の障がいが継続している状態と認められる人に交付されるもので、区分は1級を最重度として、6級まであります。

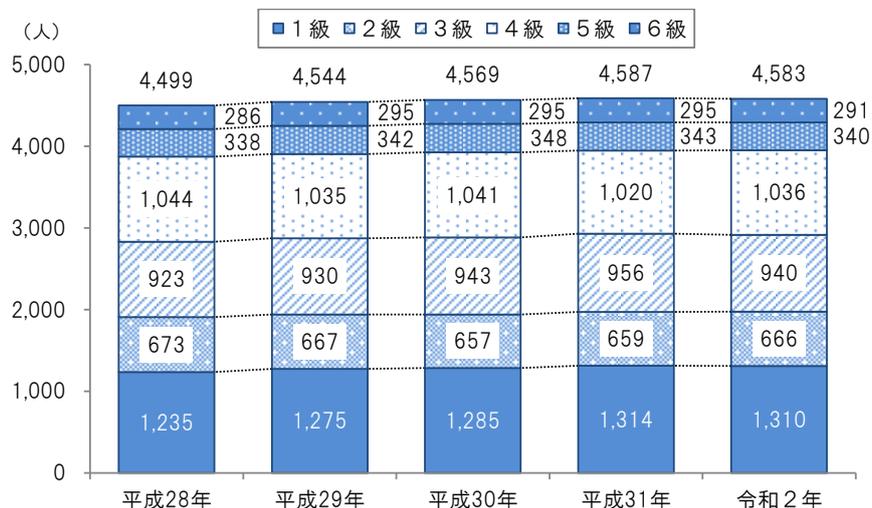
平成 28(2016)年から令和2(2020)年までの推移をみると、身体障害者手帳所持者数は、増減はありながら全体としては横ばい傾向にあります。

■身体障害者手帳(等級別)の推移

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
1級	1,235 (27.5)	1,275 (28.1)	1,285 (28.1)	1,314 (28.6)	1,310 (28.6)
2級	673 (15.0)	667 (14.7)	657 (14.4)	659 (14.4)	666 (14.5)
3級	923 (20.5)	930 (20.5)	943 (20.6)	956 (20.8)	940 (20.5)
4級	1,044 (23.2)	1,035 (22.8)	1,041 (22.8)	1,020 (22.2)	1,036 (22.6)
5級	338 (7.5)	342 (7.5)	348 (7.6)	343 (7.5)	340 (7.4)
6級	286 (6.4)	295 (6.5)	295 (6.5)	295 (6.4)	291 (6.3)
合計	4,499	4,544	4,569	4,587	4,583
伸び率		1.01	1.01	1.00	1.00

資料：障害福祉課（各年4月1日現在） 単位：人、（ ）は割合%

※等級別構成比は少数第2位を四捨五入しています。構成比の合計が100%にならないことがあります。



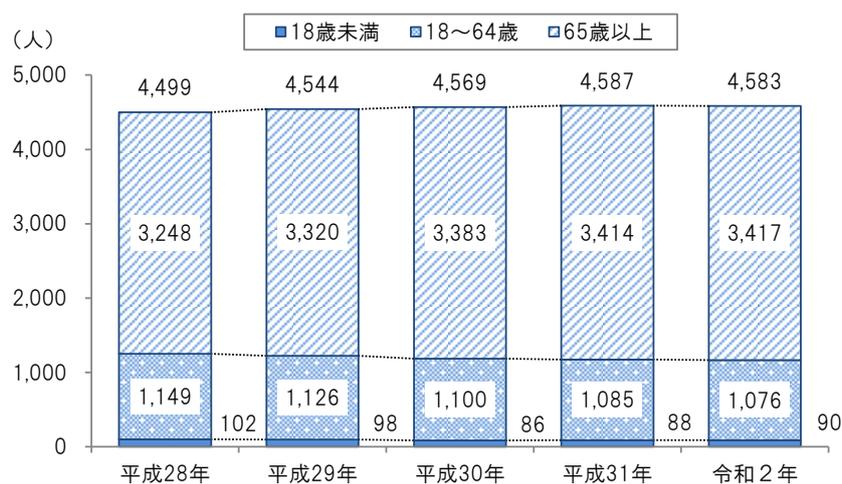
また、年齢別にみると、65歳以上の占める割合は、平成28(2016)年から令和2(2020)年まで常に全体の7割を超えています。

■身体障害者手帳(年齢別)の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
18歳未満	102 (2.3)	98 (2.2)	86 (1.9)	88 (1.9)	90 (2.0)
18~64歳	1,149 (25.5)	1,126 (24.8)	1,100 (24.1)	1,085 (23.7)	1,076 (23.5)
65歳以上	3,248 (72.2)	3,320 (73.1)	3,383 (74.0)	3,414 (74.4)	3,417 (74.6)
合計	4,499	4,544	4,569	4,587	4,583
伸び率		1.01	1.01	1.00	1.00

資料：障害福祉課(各年4月1日現在) 単位：人、()は割合%

※年齢別構成比は少数第2位を四捨五入しています。構成比の合計が100%にならないことがあります。



次に、部位別にみると、「肢体に障がいのある人」が2,514人と最も多く、54.9%と半数以上を占めています。次いで、「内部に障がいのある人」が1,357人で、29.6%を占めています。「肢体に障がいのある人」は中度の割合が多く見られます。

また、平成28(2016)年から令和2(2020)年までの5年間の推移をみると「内部に障がいのある人」においてやや増加しています。

■身体障害者手帳所持者数(部位別)

区分	重度		中度		軽度		合計	割合
	1級	2級	3級	4級	5級	6級		
視覚障がい	96	94	14	28	33	27	292	6.4%
聴覚・言語障がい	40	83	81	75	3	138	420	9.2%
肢体不自由	372	474	583	655	304	126	2,514	54.9%
内部障がい	802	15	262	278	-	-	1,357	29.6%
合計	1,310	666	940	1,036	340	291	4,583	100.0%
割合	28.6%	14.5%	20.5%	22.6%	7.4%	6.3%	100.0%	

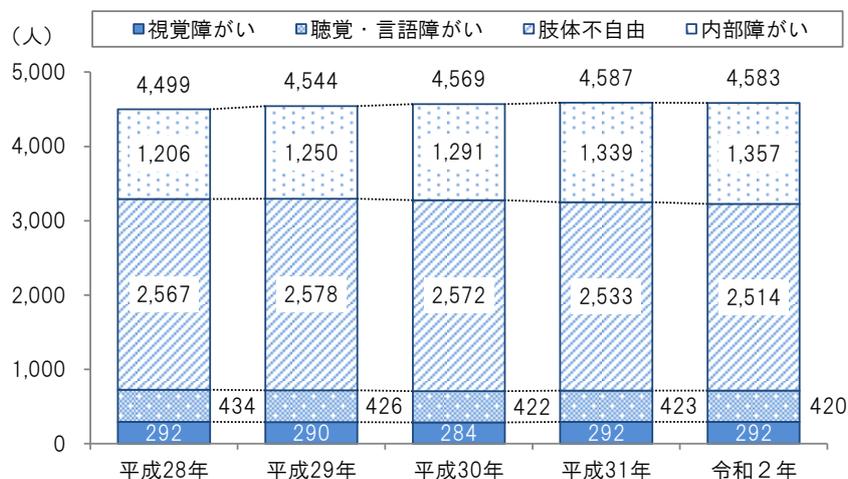
資料：障害福祉課（令和2(2020)年4月1日現在）単位：人

■身体障害者手帳所持者数(部位別)の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
視覚障がい	292 (6.5)	290 (6.4)	284 (6.2)	292 (6.4)	292 (6.4)
聴覚・言語障がい	434 (9.6)	426 (9.4)	422 (9.2)	423 (9.2)	420 (9.2)
肢体不自由	2,567 (57.1)	2,578 (56.7)	2,572 (56.3)	2,533 (55.2)	2,514 (54.9)
内部障がい	1,206 (26.8)	1,250 (27.5)	1,291 (28.3)	1,339 (29.2)	1,357 (29.6)
合計	4,499	4,544	4,569	4,587	4,583

資料：障害福祉課（各年4月1日現在）単位：人、()は割合%

※部位別構成比は少数第2位を四捨五入しています。構成比の合計が100%にならないことがあります。



(3) 知的障がいのある人の状況

療育手帳は、発達期に何らかの原因で知的な能力が年齢相応に発達していない状態であること及び社会生活への適応に困難がある人に交付され、状態により、最重度㊤、重度A、中度㊤、軽度Bと認定されます。

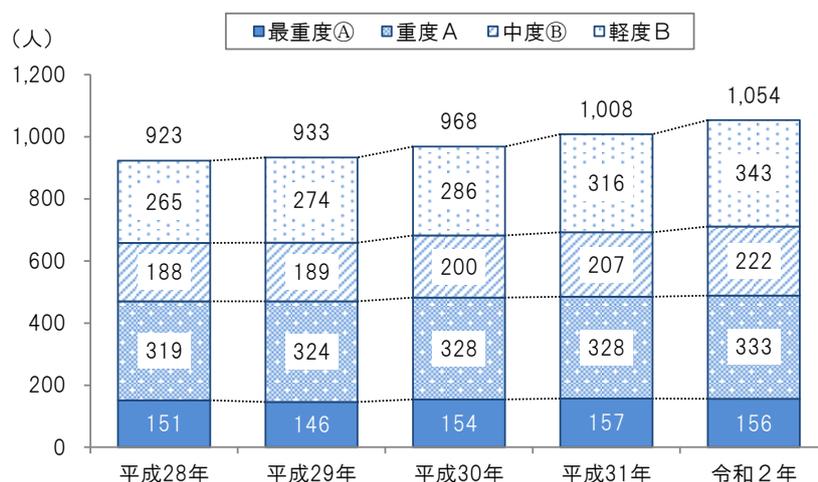
等級別にみると、令和2(2020)年には軽度Bが最も多く343人となっています。また、平成28(2016)年から令和2(2020)年までの推移をみると、軽度Bが大きく増加し、次いで中度㊤が増加しています。重度Aは微増、最重度㊤はほぼ横ばいとなっています。

■療育手帳所持者数(等級別)の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
最重度㊤	151 (16.4)	146 (15.6)	154 (15.9)	157 (15.6)	156 (14.8)
重度A	319 (34.6)	324 (34.7)	328 (33.9)	328 (32.5)	333 (31.6)
中度㊤	188 (20.4)	189 (20.3)	200 (20.7)	207 (20.5)	222 (21.1)
軽度B	265 (28.7)	274 (29.4)	286 (29.5)	316 (31.3)	343 (32.5)
合計	923	933	968	1,008	1,054
伸び率		1.01	1.04	1.04	1.05

資料：障害福祉課、広島県(各年4月1日現在) 単位：人、()は割合%

※等級別構成比は少数第2位を四捨五入しています。構成比の合計が100%にならないことがあります。



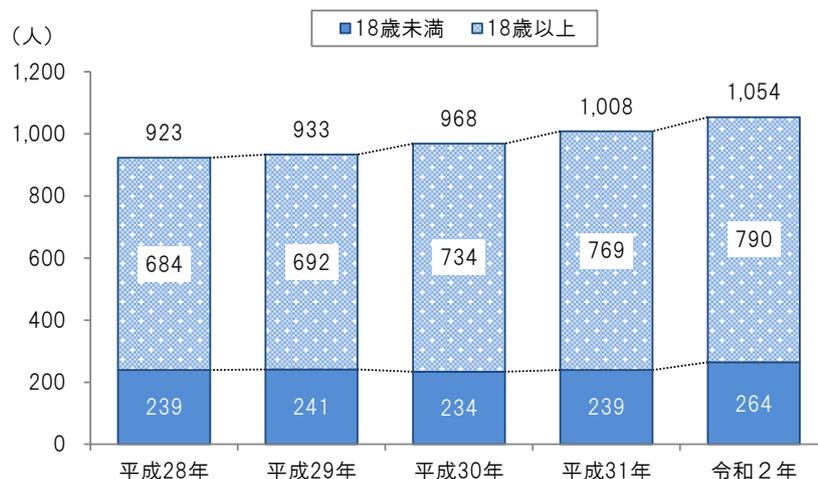
次に年齢別にみると、平成 28(2016)年から令和2(2020)年までの5年間で 18 歳以上は大きく増加し、18 歳未満はほぼ横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者数(年齢別)の推移

区分	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和2年
18 歳未満	239 (25.9)	241 (25.8)	234 (24.2)	239 (23.7)	264 (25.0)
18 歳以上	684 (74.1)	692 (74.2)	734 (75.8)	769 (76.3)	790 (75.0)
合計	923	933	968	1,008	1,054

資料：障害福祉課、広島県（各年4月1日現在） 単位：人、()は割合%

※年齢別構成比は少数第2位を四捨五入しています。



(4) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳は、何らかの精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活に制約のある人に交付され、最も重い障がいである1級から3級まで認定されます。

令和2(2020)年の手帳所持者数は2級が787人と最も多く、全体の63.6%を占めています。

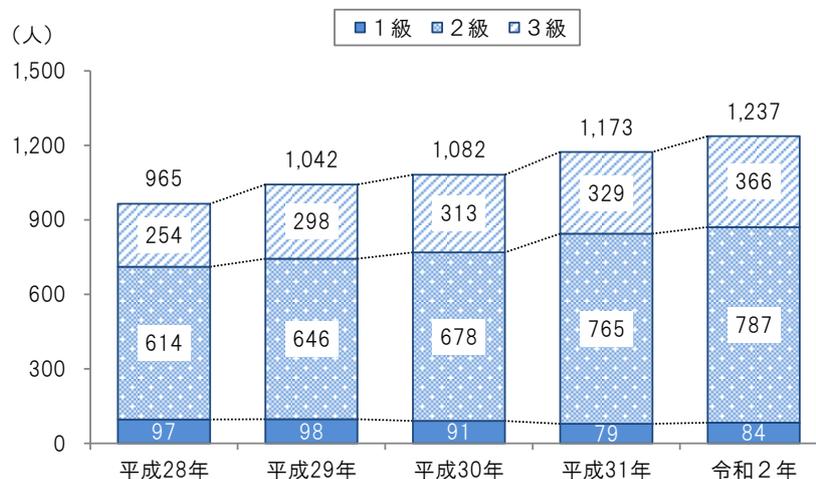
自立支援医療(精神通院医療)の受給者は、令和2(2020)年は2,211人となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別)の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
1級	97 (10.1)	98 (9.4)	91 (8.4)	79 (6.7)	84 (6.8)
2級	614 (63.6)	646 (62.0)	678 (62.7)	765 (65.2)	787 (63.6)
3級	254 (26.3)	298 (28.6)	313 (28.9)	329 (28.0)	366 (29.6)
合計	965	1,042	1,082	1,173	1,237
伸び率		1.08	1.04	1.08	1.05

資料:障害福祉課、広島県(各年3月31日現在) 単位:人、()は割合%

※等級別構成比は少数第2位を四捨五入しています。構成比の合計が100%にならないことがあります。



■自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

区分	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
自立支援医療(精神通院医療)受給者数	1,889	1,957	2,023	2,099	2,211

資料:障害福祉課、広島県(各年3月31日現在) 単位:人

(5) 発達障がいのある人の状況

発達障がいは、発達障害者支援法により「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、その他これに類する脳機能の障がいであって、その他症状が通常低年齢において発現するものとして政令でさだめるもの」をいいます。

発達障がいは、手帳制度がないため、全国的に正確な人数が把握できない状況です。

広島西こども発達支援センターくれよん(地域支援部門)は、広島県児童発達支援センター等機能強化事業により、発達の支援が必要な子どもや家族に対する相談支援を行うとともに、保育園、幼稚園の巡回等による支援も行っています。

相談支援実績が減少傾向にあるのは、児童発達支援事業所や児童発達支援センター等、発達の支援が必要な子どもたちが利用できる社会資源が増えてきたことが背景にあると考えられます。

■広島西こども発達支援センターくれよん(地域支援部門)の相談支援実績の推移

事業名	区分	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
多障害早期専門対応地域支援事業	個別	実施日数	102	62	33
		延べ相談件数	105	62	33
	集団	実施日数	0	0	0
		延べ相談件数	0	0	0
支援コーディネート事業	個別	実施日数	48	79	105
		延べ相談件数	51	79	105
	集団	実施日数	18	18	18
		延べ相談件数	135	110	108
地域施設対応利用向上支援事業	実施日数	116	119	87	
	延べ相談件数	127	135	123	

資料:社会福祉法人くさのみ福祉会

※対象圏域:廿日市市・大竹市

(6) 高次脳機能障がいのある人の状況

高次脳機能障がいは、交通事故・転落等の事故や脳卒中等の脳血管疾患、その他の病気による脳の損傷によって起こり、一見、回復して何も問題がないように見えても、脳の働きに障がいをきたし、社会生活や日常生活に深刻な問題が生じます。症状は人によって様々ですが、言語・コミュニケーション、記憶・学習、注意等の障がい、自分から行動したり、考えて行動すること、感情のコントロールをすることの障がい等が含まれます。

高次脳機能障がいは、手帳制度がないため、全国的に正確な人数が把握できない状況です。

(7) 難病患者等の状況

難病患者等とは、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度にある人をいいます。

障害者総合支援法の対象となる難病は、平成 25 (2013) 年 4 月に 130 疾病が政令で規定され、令和元 (2019) 年 7 月現在では 361 疾病が規定されています。

本市における医療費の公費負担制度のある特定医療費 (指定難病) 等の状況は次のとおりです。

■ 特定医療費 (指定難病) の承認状況・小児慢性特定疾病医療費助成の状況

区分	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
特定医療費 (指定難病)	927	892	903	941
小児慢性特定疾病	178	169	172	170
合計	1,105	1,061	1,075	1,111

資料：広島県 (各年 3 月 31 日現在) 単位：人

(8) 医療的ケア児の状況

医療的ケア児とは、日常生活を送る上で、人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等医療的なケアが日常的に必要な子どものことです。

本市では、令和元 (2019) 年度からはつかいち福祉ねっと医療的ケア児 (者) 部会で関係機関が連携し、支援体制の充実のための検討を行っています。

(9) 障がいのある人の就労支援の状況

広島西障がい者就業・生活支援センターもみじの利用状況は、次のとおりです。利用者数は平成 28(2016)年度から令和元(2019)年度までの推移をみると増加傾向にあります。また、相談・支援件数は平成 29(2017)年度に大きく増加し、その後減少しましたが、令和元(2019)年度に再び増加しています。利用者数は平成 28(2016)年度と比較して令和元(2019)年度において 1.35 倍となっており、特に知的障がいと精神障がいのある人の利用が増加しています。

■広島西障がい者就業・生活支援センターもみじの相談支援等の推移

年度	区分	対象者 (人)	相談・支援件数(件)		一般事業所 への就職 件数(件)	1年経過時 点で定着率 (%)
				うち定着支援 件数(件)		
平成 28 年度	身体障がい	86	390	284	3	62.5
	知的障がい	129	1,056	651	16	83.3
	精神障がい	233	2,388	1,400	20	69.7
	その他障がい	27	322	149	2	25.0
	合計	475	4,156	2,484	41	68.4
	職員数	5				
平成 29 年度	身体障がい	93	571	315	5	100.0
	知的障がい	144	1,463	965	19	86.7
	精神障がい	278	3,615	1,658	40	69.6
	その他障がい	14	19	17	0	0.0
	合計	529	5,668	2,955	64	78.0
	職員数	5				
平成 30 年度	身体障がい	99	504	235	4	100.0
	知的障がい	162	1,285	753	9	94.7
	精神障がい	310	3,456	1,471	27	73.2
	その他障がい	13	43	14	0	0.0
	合計	584	5,288	2,473	40	81.5
	職員数	5				
令和元 年度	身体障がい	106	437	191	10	75.0
	知的障がい	178	1,460	979	17	88.9
	精神障がい	344	3,354	1,560	46	59.3
	その他障がい	12	51	0	0	0.0
	合計	640	5,302	2,730	73	67.5
	職員数	5				

資料：医療法人ハートフル

※対象圏域：廿日市市・大竹市

(10) 事業所数の状況

本市の障害福祉サービス等事業所は、サービス利用者の増加等に伴い、平成 28 (2016) 年と令和2 (2020) 年を比較すると全体で 26 事業所増となっています。

特に、放課後等デイサービス事業所が大幅に増加しています。

■事業所数の推移

サービス種類		平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	
訪問系	居宅介護	17	18	17	16	18	
	重度訪問介護	14	15	14	12	15	
	同行援護	6	6	5	4	4	
	行動援護	1	1	1	1	2	
	重度障害者包括支援	0	0	0	0	0	
日中活動系	生活介護	8	9	11	13	17	
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0	
	自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0	0	
	就労移行支援	1	1	0	0	0	
	就労継続支援A型	2	2	3	2	2	
	就労継続支援B型	13	12	14	14	15	
	療養介護	1	1	1	1	1	
	短期入所支援	18	18	20	20	21	
居住系	共同生活援助	13	13	15	15	17	
	施設入所支援	3	3	3	3	3	
地域生活支援	相談支援	一般	6	6	6	8	8
		特定	10	10	11	13	12
		障がい児	6	6	7	9	8
	移動支援	16	17	16	15	16	
	地域活動支援センター	2	1	0	0	0	
	日中一時支援	4	3	3	3	3	
障がい児	児童発達支援	4	4	4	3	3	
	障害児入所施設	1	1	1	1	1	
	放課後等デイサービス	18	20	23	23	24	
合計		164	167	175	176	190	

資料:障害福祉課(各年7月1日現在)



作品名:ゆかいな千支のピクニック
作 者:中川雄貴(さくら作業所)

〈作品・作者紹介〉

さくら作業所は無認可の当時から 20 年、和気あいあいと、安心して過ごせる事業所として在り続けることをみんな目指しています。

第3章 第6期障がい福祉計画の今後の取組



作品名:ろくちゃんの日常
作 者:梅林 録助

〈作品・作者紹介〉

僕は絵を描くことが大好きな小学校3年生の男の子です。

みんなから「ろくちゃん」と呼ばれています。

僕の1日の様子を切り絵にして貼ってみました。

家ではごはんを食べたら歯を磨き、お風呂に入り、寝る前にトイレに行くというママとの約束を守って生活しています。

学校では授業、給食、掃除、休み時間など決められたルールの中で毎日楽しく過ごしています。

この絵に描かれている男の子は「ろくちゃん」で、王冠のようなとんがった髪型がトレードマークです。

また新しい日常を見つけて楽しい絵を描いていきたいと思っています。

1 成果目標の設定について

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、国が定める基本指針に基づき、施設入所からの地域生活移行者数や福祉施設から一般就労への移行者数等令和5(2023)年度末における成果目標を設定することが求められています。この成果目標は、地域の実情に応じて目標を設定することとされており、本市の障がい福祉施策の進捗状況等を踏まえ、設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針：

- ① 施設入所者数を令和元(2019)年度末時点から1.6%以上削減
- ② 令和元(2019)年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行

■令和5(2023)年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
施設入所者数(A)	127人	令和元(2019)年度末時点
令和5(2023)年度入所者数(B)	127人	令和5(2023)年度末見込み
削減見込数(A-B)	0人	(A)-(B)の値
【成果目標①】 施設入所者数削減率 (A-B)/A	±0%	令和元(2019)年度末の施設入所者127人に対し令和5(2023)年度施設入所者数127人の現状維持とし±0%と見込んでいます
地域移行者数(C)	8人	令和元(2019)年度末の施設入所者127人のうち地域移行者数は8人と見込んでいます
【成果目標②】 地域生活移行率(C/A)	6%	概ね国の基本指針どおり見込んでいます

【今後の本市の方向性】

国の指針においては、障がいのある人の自立支援の観点から、入所から地域生活の移行を推進することとなっています。本市においても地域生活への移行は推進していきませんが、令和2(2020)年3月時点の施設入所待機者が35人であり、アンケートやはつかいち福祉ねっとでの意見でも、障がいのある人の状況により施設入所も必要であるという強いニーズがあることから、施設入所者数は横ばいと見込んでいます。

地域移行を進めるにあたっては、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援の活用を図るほか、共同生活援助事業所の整備支援や地域生活支援システムの充実を図ります。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針：

各市町又は各圏域に 1 つ以上の地域生活拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年 1 回以上運用状況を検証、検討【一部新規】

■令和5(2023)年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
【成果目標①】 地域生活支援拠点等の整備箇所数	1か所	既存の設置状況を踏まえ1か所(1システム)を見込んでいます
【成果目標②】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間実施回数	2回	はつかいち福祉ねっこの地域生活支援システムプロジェクトの活動を見込んでいます

【今後の本市の方向性】

本市の地域生活支援システムが有効に機能するため、登録者、協力事業者の増加に努め、はつかいち福祉ねっこの地域生活支援システムプロジェクトで機能の充実に向けた検証、検討に取り組めます。



作品名:みんなのはつかいち
作 者:みゆ(あいあい作業所)

〈作品・作者紹介〉

元気はつらつ廿日市はっちゃん
もみじまんじゅう 宮島の鳥居 かき、しゃもじ、けん玉
コロナ禍でも、一人ひとりが笑顔で暮らせるまち はつかいち

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

<p>国の基本指針：</p> <p>① 福祉施設から就労移行支援事業等を通じた一般就労移行実績を令和元（2019）年度移行実績の 1.27 倍以上</p> <p>② 就労移行支援事業について、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の 1.30 倍以上【新規】</p> <p>③ 就労継続支援A型事業について、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の概ね 1.26 倍以上【新規】</p> <p>④ 就労移行支援B型事業について、令和元（2019）年度の一般就労への移行実績の概ね 1.23 倍以上【新規】</p> <p>⑤ 就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用【新規】</p> <p>⑥ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上【新規】</p>

■令和5（2023）年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
福祉施設からの一般就労移行者数(A)	22人	令和元(2019)年度末時点
福祉施設からの一般就労者数(B)	28人	令和5(2023)年度末見込み
【成果目標①】 一般就労移行割合(B/A)	1.27倍	国の基本指針どおり見込んでいます
就労移行支援事業の利用者数(A)	14人	令和元(2019)年度末時点
就労移行支援事業の利用者数(B)	18人	令和5(2023)年度末見込み
【成果目標値②】 利用者数増加率(B/A)	1.29倍	概ね国の基本指針どおり見込んでいます
就労継続支援事業A型の利用者数(A)	6人	令和元(2019)年度末時点
就労継続支援事業A型の利用者数(B)	8人	令和5(2023)年度末見込み
【成果目標値③】 就労継続支援事業A型の利用者数増加率(B/A)	1.33倍	国の基本指針どおり見込んでいます

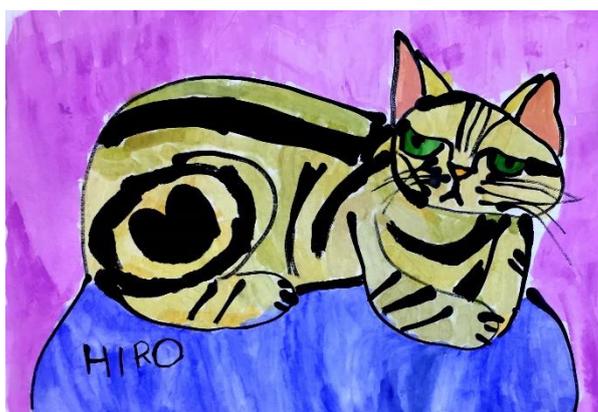
項目	目標	本市の考え方
就労継続支援事業B型の利用者数(A)	2人	令和元(2019)年度末時点
就労継続支援事業B型の利用者数(B)	2人	令和5(2023)年度末見込み
【成果目標値④】 就労継続支援事業B型の利用者数増加率(B/A)	1.00倍	概ね国の基本指針どおり見込んでいます
福祉施設からの一般就労者数(A)	28人	令和5(2023)年度末見込み
Aのうち就労定着支援事業の利用者数(B)	20人	令和5(2023)年度末見込み
【成果目標⑤】 就労定着支援事業の利用者数(B/A)	7割以上	国の基本指針どおり見込んでいます

※ここでの「一般就労移行者」は、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練))を通じて一般就労に移行する人をいう。

【今後の本市の方向性】

ハローワーク廿日市、広島西障がい者就業・生活支援センターもみじ、廿日市特別支援学校、廿日市商工会議所、しごと共創センター等との連携のもと障がいのある人の一般就労に向けての支援策について検討します。

障がいのある人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。



作品名:にゃんち
作者:今田 浩基

(4) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

国の基本指針：

各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保

■令和5(2023)年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
【成果目標】 総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	可	国の基本指針に沿った体制の確保に努めます

【今後の本市の方向性】

本市の障がい福祉相談センターきらりあ(以下「きらりあ」という。)を中心に地域の相談支援体制の強化に努めます。

(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

国の基本指針：

県や市町における障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築

■令和5(2023)年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
【成果目標】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	可	国の基本指針に沿った体制の構築に努めます

【今後の本市の方向性】

職員の研修や障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、及び事業所や関係自治体等と共有する体制の構築等により、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

2 障害福祉サービス等の見込量（活動指標）の算定

【見込量算出の考え方】

原則として、令和2（2020）年9月までの実績に加え、アンケートでの利用意向を参考に利用者数、利用時間数を算出しています。

また、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて、新型コロナウイルス感染症による影響が見込量の算出に大きく関連していると思われるものについては、サービス単位で補正を行っています。

（1）訪問系サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	障がいのある人等で居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な障がいのある人で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

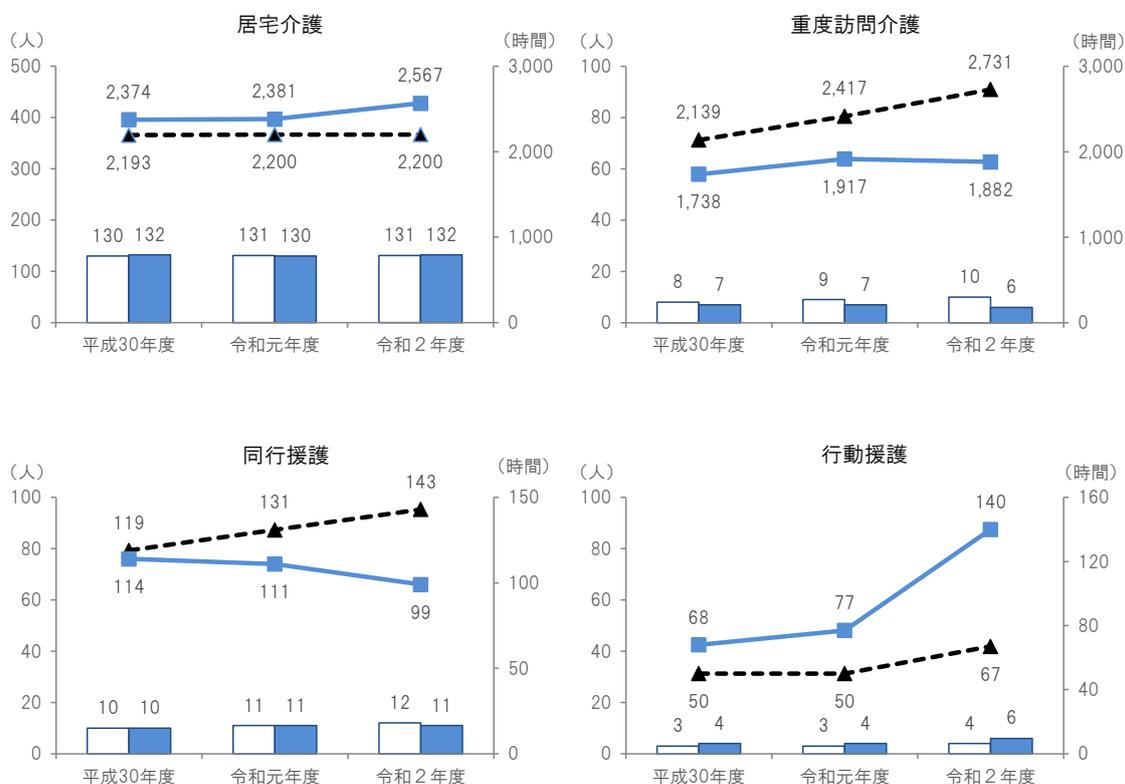
【第5期の見込量と実績】

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	実利用者数/月	130	131	131	132	130	132
	延利用時間/月	2,193	2,200	2,200	2,374	2,381	2,567
重度訪問介護	実利用者数/月	8	9	10	7	7	6
	延利用時間/月	2,139	2,417	2,731	1,738	1,917	1,882
同行援護	実利用者数/月	10	11	12	10	11	11
	延利用時間/月	119	131	143	114	111	99
行動援護	実利用者数/月	3	3	4	4	4	6
	延利用時間/月	50	50	67	68	77	140
重度障害者等包括支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	延利用時間/月	0	0	0	0	0	0

※令和2（2020）年度は、9月までの実績から推計

【第5期の見込量と実績(グラフ)】※重度障害者等包括支援を除く

計画値(実利用者数/月) 実績値(実利用者数/月)
▲ 計画値(延利用時間/月) ■ 実績値(延利用時間/月)



【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数/月	132	132	132
	延利用時間/月	2,678	2,793	2,913
重度訪問介護	実利用者数/月	7	8	9
	延利用時間/月	2,127	2,403	2,716
同行援護	実利用者数/月	13	15	17
	延利用時間/月	110	122	135
行動援護	実利用者数/月	30	32	34
	延利用時間/月	616	657	698
重度障害者等包括支援	実利用者数/月	0	0	0
	延利用時間/月	0	0	0

【見込量算出の考え方】

行動援護は、認定者の増加見込みにより、令和2(2020)年9月までの実績から利用者数及び利用時間数の増加を見込んでいます。

重度障害者等包括支援は、現時点で近隣に事業所の設置の見込みがないため、当面、利用は見込んでいません。

【見込量確保のための本市の方策】

- はつかいち福祉ねっと相談支援部会等でサービス調整が困難な状況(地域、希望曜日・時間帯等)についてサービス事業内容別に実態把握を行います。
- はつかいち福祉ねっと訪問介護事業所連絡会で各事業所に所属しているヘルパーの稼働状況等について実態把握をした上で、きっかけ講座や社会福祉協議会との連携等、ヘルパー不足解消に向けた方策を検討します。
- サービスの量的な確保だけでなく、質の向上を図るため、はつかいち福祉ねっと訪問介護事業所連絡会で研修会を企画します。
- 行動援護は、サービス従事者の資格要件の経過措置が令和2(2020)年度末で終了することを受け、令和2(2020)年度に本市で開催された強度行動支援者養成研修をはつかいち福祉ねっと訪問介護事業所連絡会で後援しました。行動援護従事者のヘルパー層を増やすため、一定期間、研修の開催を後援します。
- 同行援護は、視覚障がいのある人へ、サービス内容等の情報提供に努めるとともに、はつかいち福祉ねっと訪問介護事業所連絡会等でヘルパー事業所に対し、研修への参加を呼びかけます。
- 重度障害者等包括支援サービスは全国的にも事業所が少ないため、制度としての課題を整理していきます。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域生活を支援するため、引き続き医療的ケア児等コーディネーターを配置し、はつかいち福祉ねっと医療的ケア児(者)部会で、地域課題の整理や支援体制の整備に関する検討等を進めます。
- サービス等利用計画に基づき、必要な障害福祉サービス等の支給決定に努めます。

(2) 日中活動系サービス

サービス名	サービス内容
生活介護	昼間、常時介護が必要な障がいのある人に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設で一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般就労を希望する障がいのある人に対して、一定期間、生産活動等に機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(A型)	一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援(B型)	一般企業での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行、就労継続を利用して一般就労した障がいのある人の生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護が必要な障がいのある人に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所	居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

【第5期の見込量と実績】

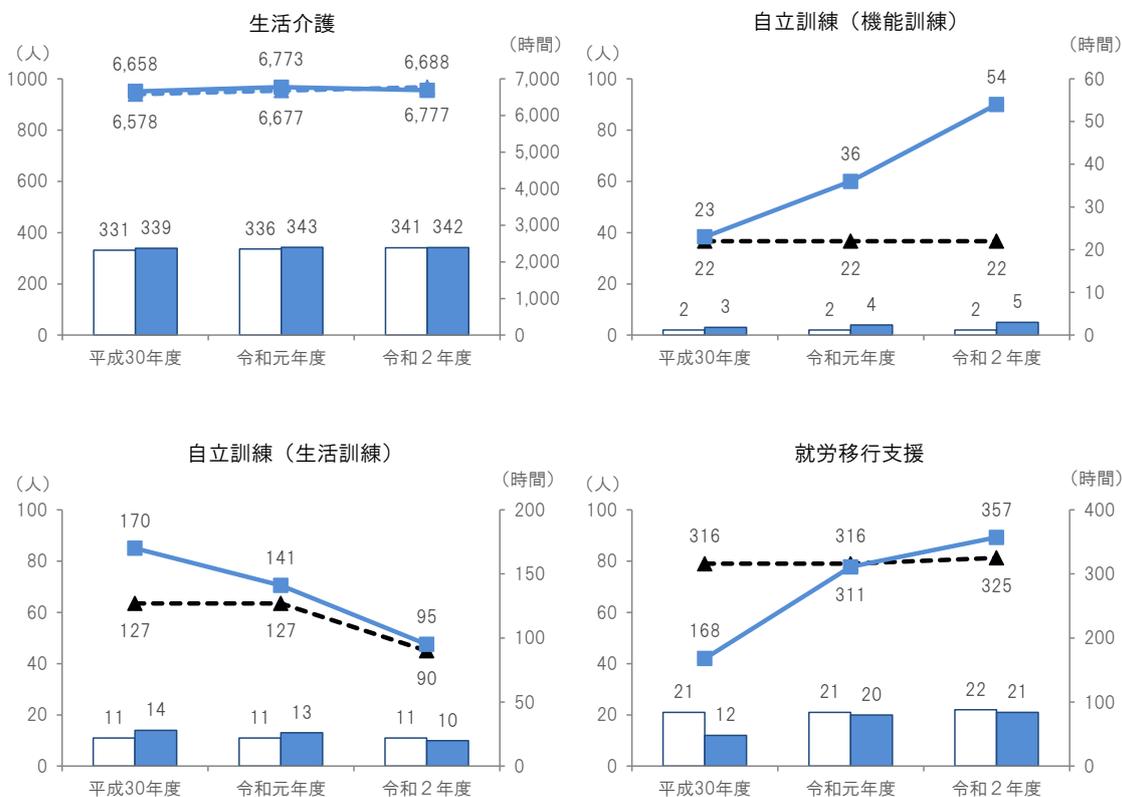
サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
生活介護	実利用者数/月	331	336	341	339	343	342
	延利用時間/月	6,578	6,677	6,777	6,658	6,773	6,688
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数/月	2	2	2	3	4	5
	延利用時間/月	22	22	22	23	36	54
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数/月	11	11	11	14	13	10
	延利用時間/月	127	127	90	170	141	95
就労移行支援	実利用者数/月	21	21	22	12	20	21
	延利用時間/月	316	316	325	168	311	357

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
就労継続 支援(A型)	実利用者数/月	71	81	93	74	60	58
	延利用時間/月	1,349	1,541	1,761	1,425	1,190	1,166
就労継続 支援(B型)	実利用者数/月	215	230	246	189	208	230
	延利用時間/月	3,435	3,674	3,929	3,152	3,452	3,710
就労定着支援	実利用者数/月	1	1	1	2	7	12
療養介護	実利用者数/月	36	37	37	35	32	31
短期入所 (福祉型)	実利用者数/月	121	130	133	114	118	115
	延利用時間/月	851	914	935	774	787	777
短期入所 (医療型)	実利用者数/月	14	14	15	15	15	15
	延利用時間/月	63	63	69	76	84	80

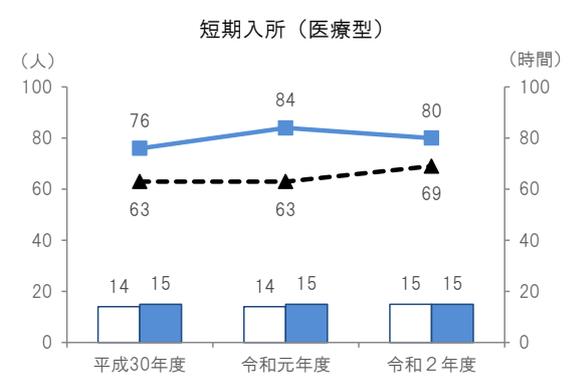
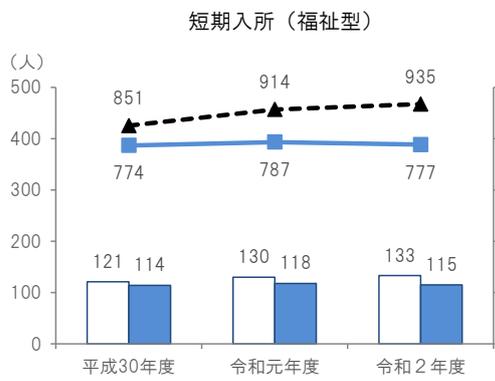
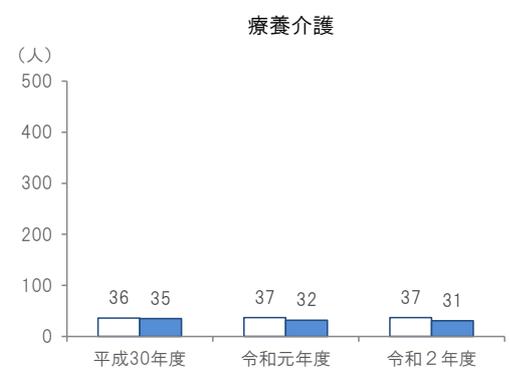
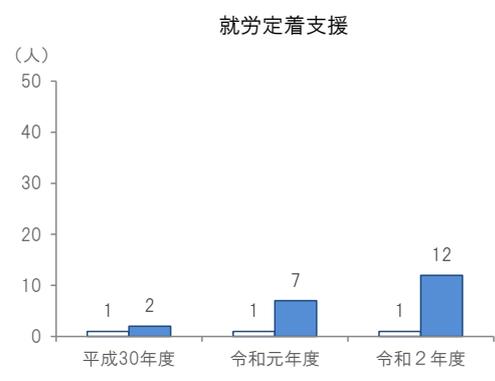
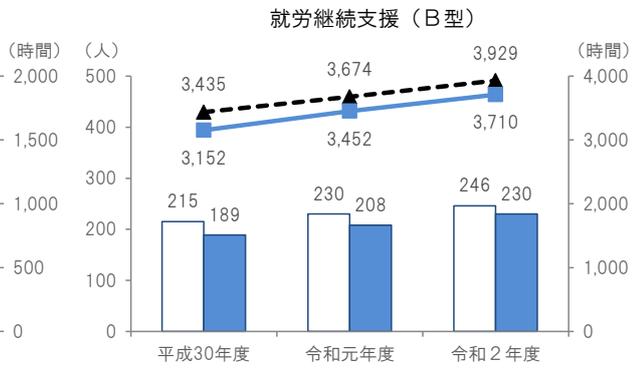
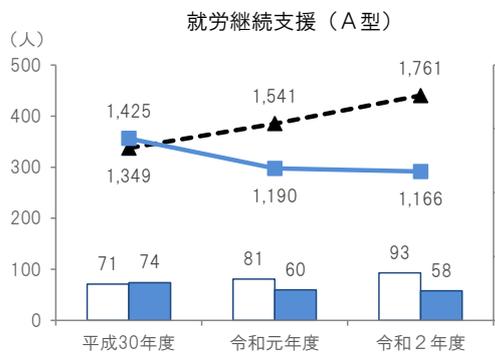
※令和2(2020)年度は、9月までの実績から推計

【第5期の見込量と実績(グラフ)】

計画値(実利用者数/月) 実績値(実利用者数/月)
 計画値(延利用時間/月) 実績値(延利用時間/月)



計画値 (実利用者数/月) 実績値 (実利用者数/月)
 計画値 (延利用時間/月) 実績値 (延利用時間/月)



【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数/月	351	360	370
	延利用時間/月	6,842	6,999	7,160
自立訓練(機能訓練)	実利用者数/月	6	7	9
	延利用時間/月	60	66	73
自立訓練(生活訓練)	実利用者数/月	11	13	15
	延利用時間/月	101	107	113
就労移行支援	実利用者数/月	21	21	22
	延利用時間/月	372	388	405
就労継続支援(A型)	実利用者数/月	62	67	72
	延利用時間/月	1,261	1,363	1,474
就労継続支援(B型)	実利用者数/月	246	264	283
	延利用時間/月	3,963	4,234	4,524
就労定着支援	実利用者数/月	15	17	20
療養介護	実利用者数/月	31	31	31
短期入所(福祉型)	実利用者数/月	115	120	125
	延利用時間/月	777	780	790
短期入所(医療型)	実利用者数/月	15	16	16
	延利用時間/月	85	91	97

【見込量算出の考え方】

就労定着支援は、令和2(2020)年9月までの実績を踏まえ、成果目標の取組から実利用者数を見込んでいます。

療養介護は、令和2(2020)年9月までの実績から実利用者数はほぼ現状維持としています。

短期入所(福祉型)は、地域生活支援システムでの体験の場・機会の利用や新規事業所開設を考慮しました。

【見込量確保のための本市の方策】

- はつかいち福祉ねっと特別支援学校進路ワーキングでは、特別支援学校卒業予定者の人数を把握し、日中活動系サービスに関する情報共有を図り、適切な進路先の確保に努めています。
- 短期入所は、緊急時等に利用しにくいという声があるため、はつかいち福祉ねっと相談支援部会等で実態を把握し、地域生活支援システムの活用等により、その解決方策について検討します。また、体験的短期入所の計画的な利用も進めていきます。
- 本市に事業所がない、または、少ない状態にある就労移行支援、就労継続支援A型については、事業所情報の収集と提供に努めるとともに、市外の事業所も含め事業所への通所支援のあり方について検討します。



作 者:あうる

〈作品・作者紹介〉(p36、40、43、44)

あうるは訪問介護、ショートステイ、グループホーム、作業所等多種多様な支援を通じて様々な作品を作っています。今回は、その中からショートステイの習字作品と作業所からさをり織りを使った作品、木工作业の中から作った作品をご紹介します。

皆様にはコロナ禍で色々な制限がある中、楽しく過ごしてもらいたいと思っています。

また、みんなで向かい合って大笑いができる日を心待ちにしながら、作品作りをしています。

(3) 居住系サービス

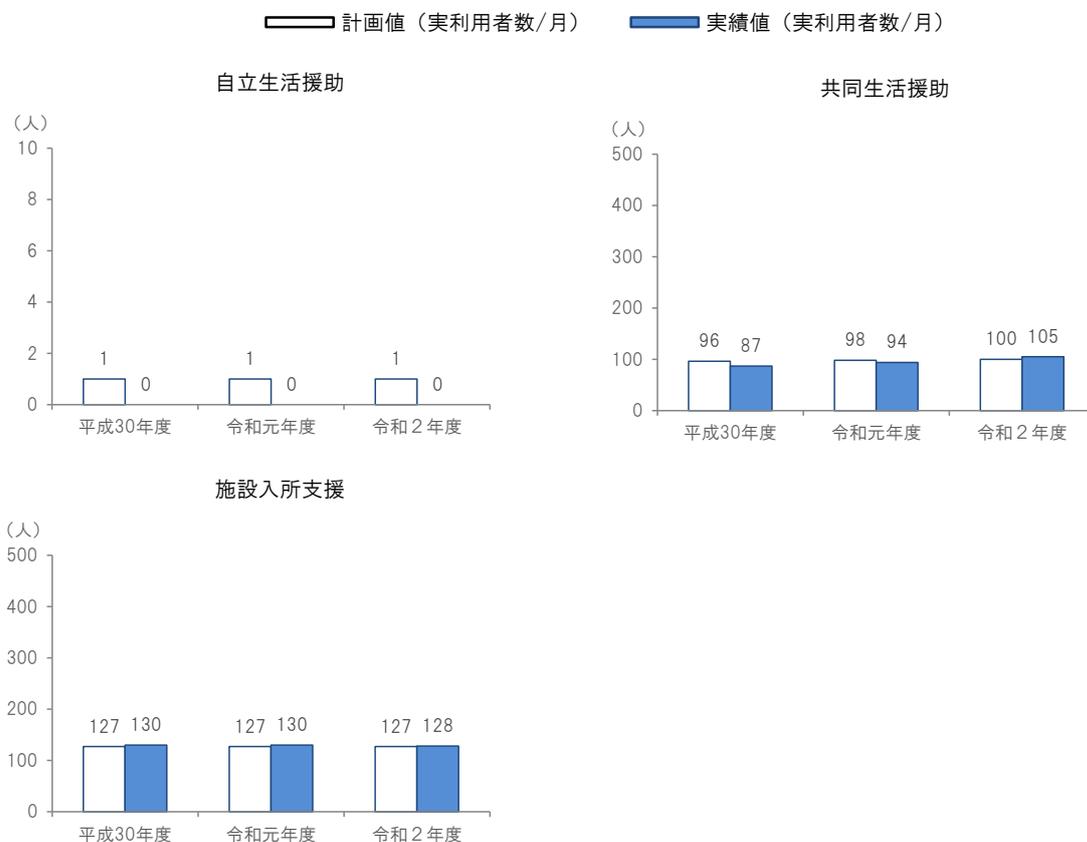
サービス名	サービス内容
自立生活援助	ひとり暮らしを希望する障がいのある人に必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助	障がいのある人が、夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

【第5期の見込量と実績】

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
自立生活援助	実利用者数/月	1	1	1	0	0	0
共同生活援助	実利用者数/月	96	98	100	87	94	105
施設入所支援	実利用者数/月	127	127	127	130	130	128

※令和2(2020)年度は、9月までの実績から推計

【第5期の見込量と実績(グラフ)】



【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	実利用者数/月	0	0	0
共同生活援助	実利用者数/月	118	139	150
施設入所支援	実利用者数/月	127	127	127
地域生活支援システムが有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	回	2	2	2

【見込量算出の考え方】

自立生活援助は、現時点で近隣に事業所の新規設置の予定(見込み)がないため、実利用者数は0人としています。

共同生活援助は、新規事業所開設を踏まえ、実利用者数を算出しています。

施設入所支援は、令和2(2020)年9月までの実績を踏まえ、成果目標の取組から実利用者数は現状維持としています。

【見込量確保のための本市の方策】

- 共同生活援助事業所の建設整備にあたり、令和5(2023)年度まで時限的に支援制度を拡充し、必要な財政支援を行います。
- 共同生活援助は、土日祝日等の報酬単価の低さ等から事業所は厳しい運営状況にあるとの声があり、国に対して、適切な報酬となるよう求めます。
- 施設に入所している障がいのある人に対しては、サービス等利用計画作成時等において、地域移行への意向等に関するニーズを把握し、適切な支援に努めます。
- はつかいち福祉ねっとの地域生活支援システムプロジェクトで地域生活支援システムが有する機能の充実に向けて取り組みます。

(4) 相談支援

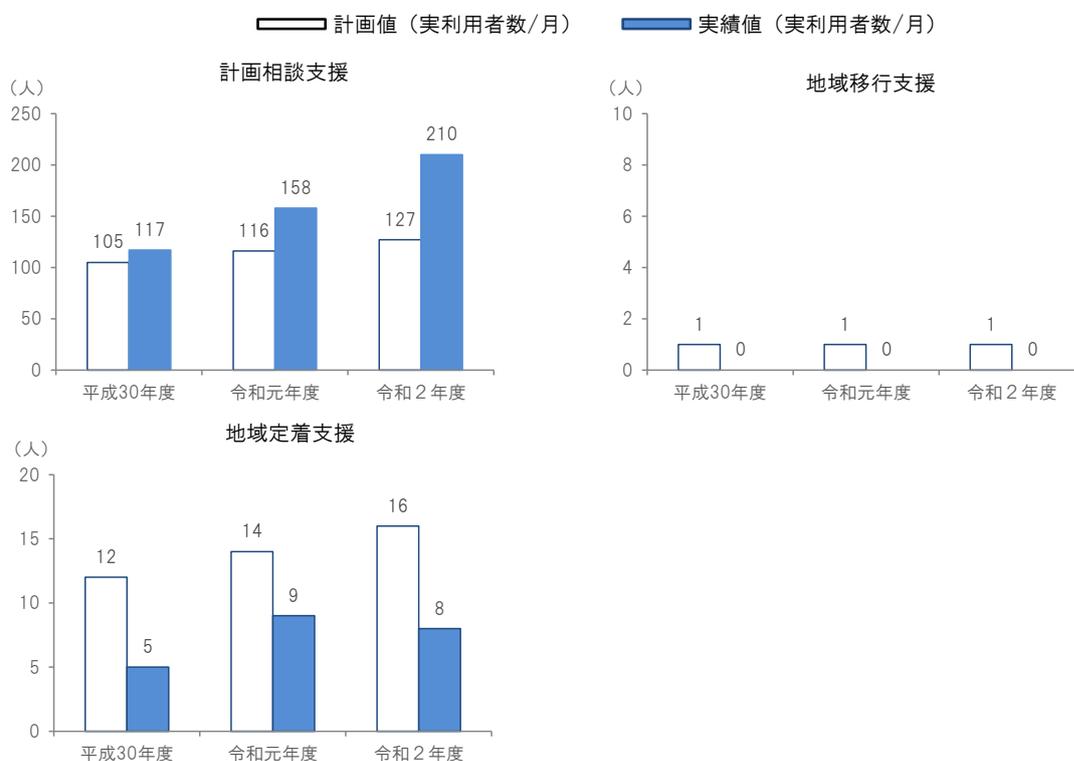
サービス名	サービス内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用する全ての障がいのある人を対象に、支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人または精神科病院に入院している精神障がいのある人を対象に、地域における生活に移行するための相談や住居の確保、その他必要な支援を行います。
地域定着支援	施設や病院から地域生活へ移行した障がいのある人やひとり暮らしへと移行した障がいのある人等が、安定的に地域生活を営めるよう、障がいの特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談対応等の必要な支援を行います。

【第5期の見込量と実績】

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
計画相談支援	実利用者数/月	105	116	127	117	158	210
地域移行支援	実利用者数/月	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	実利用者数/月	12	14	16	5	9	9

※令和2(2020)年度は、9月までの実績から推計

【第5期の見込量と実績(グラフ)】



【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数/月	221	232	243
地域移行支援	実利用者数/月	1	1	1
地域定着支援	実利用者数/月	12	16	22

【見込量算出の考え方】

計画相談支援は、特別支援学校卒業生や精神障がいのある人の増加を踏まえ実利用者数を算出しています。

地域移行支援は、令和2(2020)年9月までの実績から実利用者数を見込んでいます。

地域定着支援は、地域生活支援システム体制整備の実施に伴い実利用者数を算出しています。

【見込量確保のための本市の方策】

- 地域移行支援、地域定着支援は、サービス等利用計画作成時等において利用の意向を把握し、希望者への情報提供に努めます。



作 者:あうる

3 発達障害者等に対する支援

【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(年間延人数)	人	180	180	180
ペアレントメンターの人数	人	11	11	11
ピアサポートの活動への参加人数(年間延人数)	人	60	62	64

【見込量算出の考え方】

ペアレントトレーニング等の受講者数については、子育て応援プログラムの延参加人数の見込量です。

ペアレントメンターの人数については、広島県に登録されているメンターのうち本市を活動エリアとしている人数を元に見込んでいます。

ピアサポートの活動への参加人数については、現在活動している団体の人数を元に見込んでいます。

【見込量確保のための本市の方策】

- 子育て不安がある人を対象として、養育能力の向上と孤立感の軽減によりこどもの健やかな発達を促すことを目的とした「魔法の褒め方(ペアレントトレーニング)」を実施します。
- 発達障がいのある人等に対する支援として、1歳6カ月健診事後フォロー教室等で取り組んでいるところですが、ペアレントメンターの活用の可能性についても検討していきます。
- 現在活動している活動の支援を継続するとともに、ピアサポーターの養成及び活動の場の整備についてはつかいち福祉ねっとで検討します。

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	回	6	6	6
同参加人数	人	48	48	48
同目標設定及び評価の実施回数	回	2	2	2

【見込量算出の考え方】

はつかいち福祉ねっとの精神障がい部会等の活動を基に見込んでいます。

【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
精神障害者の地域移行支援の利用人数	実利用者数/月	1	1	1
精神障害者の地域定着支援の利用人数	実利用者数/月	1	1	1
精神障害者の共同生活援助の利用人数	実利用者数/月	18	19	20
精神障害者の自立生活援助の利用人数	実利用者数/月	0	0	0

【見込量確保のための本市の方策】

- はつかいち福祉ねっと精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムワーキングで、精神障がいのある人の地域移行や支援の在り方等について検討します。
- 精神障がいのある人が必要なサービスを利用できるよう、はつかいち福祉ねっとの部会で情報共有し、調整を図ります。
- 精神科病院に入院している精神障がいのある人の地域移行に向け、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの協議の場の設置に取り組み、協議の場で検討します。

5 相談支援体制の充実・強化（基幹相談支援センターの機能の一部実施）

【第6期見込量（活動指標）】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施	実施の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	30	30	30
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	15	15	15
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回	15	15	15

【見込量算出の考え方】

基幹相談支援センターであるきらりあ及びはつかいち福祉ねっとの相談支援部会等の活動を元に見込んでいます。

【見込量確保のための本市の方策】

- 地域生活を支えるために基幹相談支援センターのきらりあを中心に相談支援体制の充実を図ります。
- はつかいち福祉ねっとの相談支援部会等で指導助言を実施します。
- はつかいち福祉ねっとの相談支援部会等で研修を実施します。



作者：あうる

6 障害福祉サービス等の質の向上

【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への職員の参加人数	人	13	13	13
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	実施の有無	有	有	有
上記の実施回数	回	2	2	2

【見込量算出の考え方】

都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数については、広島県等が実施する研修への参加見込みです。

障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析、その結果の活用、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数については、期間中の体制の構築を目指します。

【見込量確保のための本市の方策】

- 職員が広島県等が主催する必要な研修へ参加します。
- 過誤請求の分析や制度改正等の情報をホームページ等を活用し、共有する体制を整備するとともに、はつかいち福祉ねっとで情報提供、情報共有を推進します。



作 者:あうる

7 地域生活支援事業の見込量（活動指標）の算定

(1) 必須事業

地域生活支援事業実施要綱に記載のある次の事業について、事業ごとに定める実施要領に基づき、関係団体等との連携を図りながら継続して実施します。

【第5期の見込量（活動事業）と実績】

事業名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
3 相談支援事業							
①障害者相談支援事業	か所	4	4	4	4	4	4
(基幹相談支援センター)	設置の有無	有	有	有	有	有	有
②基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	3	3	3	2	4	6
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
6 意思疎通支援事業							
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	年間実利用者数	25	25	25	39	31	33
②手話通訳者設置事業	設置者数	3	3	3	3	3	3
7 日常生活用具給付等事業							
①介護・訓練支援用具	年間支給決定件数	11	11	11	10	9	16
②自立生活支援用具	年間支給決定件数	17	17	17	13	19	16
③在宅療養等支援用具	年間支給決定件数	24	24	24	19	19	16
④情報・意思疎通支援用具	年間支給決定件数	24	24	24	24	23	12
⑤排泄管理支援用具	年間支給決定件数	2,286	2,310	2,330	2,229	2,386	2,472
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	年間支給決定件数	6	6	6	1	4	2
8 手話奉仕員養成研修事業	年間受講人数	29	29	29	17	18	16
9 移動支援事業	年間実利用者数	205	205	205	241	217	153
	年間延利用時間	2,804	2,804	2,804	2,767	2,558	1,739
10 地域活動支援センター事業 (機能強化)	か所	2	2	2	1	1	1
	年間利用者数	2	2	2	4	4	4

※令和2(2020)年度は、9月までの実績から推計

【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有
2 自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有
3 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	か所	4	4	4
(基幹相談支援センター)	設置の有無	有	有	有
②基幹相談支援センター機能強化事業	実施の有無	有	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有
4 成年後見制度利用支援事業	年間実利用者数	8	8	8
5 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有
6 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込者数	39	39	39
②手話通訳者設置事業	設置者数	3	3	3
7 日常生活用具給付等事業				
①介護・訓練支援用具	年間給付等見込件数	16	16	16
②自立生活支援用具	年間給付等見込件数	19	19	19
③在宅療養等支援用具	年間給付等見込件数	19	19	19
④情報・意思疎通支援用具	年間給付等見込件数	24	24	24
⑤排泄管理支援用具	年間給付等見込件数	2,497	2,522	2,547
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修)	年間給付等見込件数	4	4	4
8 手話奉仕員養成研修事業	年間の養成研修見込人数	20	20	20
9 移動支援事業	月間実利用者数	153	153	153
	月間延利用時間	1,760	1,760	1,760
10 地域活動支援センター事業 (機能強化)	か所	1	1	1
	月間利用者数	4	4	4

【見込量算出の考え方】

障害者相談支援事業は、現在の体制を継続します。

意思疎通支援事業は、手話相談員2人、手話支援員1人の常時3人(人役)体制を継続します。

地域活動支援センター事業は、現在の事業所数を踏まえ、ほぼ現状維持としています。

【見込量確保のための本市の方策】

- 手話相談員2人、手話支援員1人の常時3人(人役)体制で聴覚に障がいのある人の相談に応じます。また、インターネットを介したスマートフォンやタブレットを活用して、利用者の支援を図ります。
- 日常生活用具給付等事業は、適宜、給付基準の見直しを行い、種目の拡充を行います。
- 障がいのある人の移動支援のあり方について検討します。



作 者: 廿日市市手をつなぐ育成会青年教室

〈作品・作者紹介〉(p47、49)

平成6(1994)年、グループホームができることを願って結成しました。

結成当時は生活自立に向けて、料理・お金の使い方・栄養のこと等を勉強してきました。

ホームが実現してからは、芸術・文化活動を主にしています。

色々と挑戦してきましたが、今は木版画・陶芸・ハンドベルに取り組んでいます。

作品展示や演奏会を通して多くの皆さんに感動して頂きました。

また、青年達も自信を持ち日々の生活を豊かに過ごしています。

なお、版画と陶芸の指導は山先方江先生です。

(2) 任意事業

地域生活支援事業「市町村任意事業実施要領」に基づき、次の事業等について、関係団体等との連携を図りながら継続して実施します。

【第5期の見込量と実績】

事業名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1 福祉ホーム事業	月間実利用者数	1	1	1	0	0	0
2 生活訓練事業	月間利用者数	5	5	5	5	5	5
3 日中一時支援事業	月間利用者数	57	57	57	61	58	52
	月間延利用日数	293	293	293	221	230	213
4 社会参加促進事業							
①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	か所	12	12	12	12	11	0
	年間利用者数	1,122	1,122	1,122	1,596	1,309	0
②点字・声の広報発行事業	か所	1	1	1	1	1	1
	年間支給件数	162	162	162	120	60	60
③自動車運転免許取得費給付事業	年間支給件数	1	1	1	2	0	1
④自動車改造助成費給付事業	年間支給件数	2	2	2	1	0	1
5 地域活動支援センター事業(基礎)	か所	1	1	1	1	1	1
	月間利用者数	5	5	5	4	4	4

※令和2(2020)年度は、9月までの実績から推計

【第6期見込量(活動指標)】

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 福祉ホーム事業	月間実利用者数	1	1	1
2 生活訓練事業	月間利用者数	5	5	5
3 日中一時支援事業	月間利用者数	52	52	52
	月間延利用日数	208	208	208
4 社会参加促進事業				
①スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実施の有無	有	有	有
②点字・声の広報発行事業	年間実利用者数	5	5	5

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
③自動車運転免許取得費給付事業	年間支給件数	1	1	1
④自動車改造助成費給付事業	年間支給件数	2	2	2
5 地域活動支援センター事業 (基礎)	か所	1	1	1
	月間利用者数	4	4	4

【見込量算出の考え方】

生活訓練事業は、視覚障がい者歩行訓練及び社会福祉協議会に委託している生活訓練事業（吉和事業所）を対象として、算出しています。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業は、社会福祉協議会へ委託の障がい者スポーツ教室開催事業のほか各種のレクリエーション教室やスポーツ行事、音楽会・作品展等の芸術文化活動を対象としています。

【見込量確保のための本市の方策】

- 事業所数が少ない等の理由で利用が伸びていない日中一時支援事業は、ニーズ把握を行うとともに事業所の指定基準等についての見直しを検討します。



作 者：廿日市市手をつなぐ育成会青年教室



作品名:^{おとぎりそう}弟切草
作者:新田 和樹
(廿日市市手をつなぐ育成会
「みっすく さをり教室」)



作品名:さわやか、風
作者:藤田 結利加
(廿日市市手をつなぐ育成会
「みっすく さをり教室」)

〈作品・作者紹介〉

さをり織りは、僕の好きな色の糸で自由に織れるので楽しいです。(左)

いつも楽しく織っています。織もだんだんと落ちついてきて、色も明るい色を選ぶようになってきています。(右)

第4章 第2期障がい児福祉計画の今後の取組



作品名:希望の手のひら

作 者:大野ふれあい生活介護事業所 生活班・自主班

〈作品・作者紹介〉

大野ふれあい生活介護事業所は、廿日市市福祉保健センター内にある事業所で生活班・自主班・作業班の3つの班で日々活動しています。

『一人じゃなく、みんなで一緒につながっていく』の意味を込めていつもは班別で作業や創作活動等行っていますが、合同行事の一環として作成しました。

1 成果目標の設定について

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

国の基本指針：

- ① 児童発達支援センターを各市町又は各圏域に少なくとも1か所以上設置
- ② 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町で構築
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を各市町又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
- ④ 医療的ケア児支援のために、県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置【一部新規】

■令和5(2023)年度における目標値

項目	目標	本市の考え方
【成果目標①】 児童発達支援センターの設置数	2か所	既存の設置状況を踏まえ2か所を見込んでいます
【成果目標②】 保育所等訪問支援利用体制の構築	可	国の基本指針どおり現状の取組を踏まえ見込んでいます
【成果目標③】		
・重度心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所	国の基本指針どおり既存の設置状況を踏まえ1か所を見込んでいます
・重度心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所	国の基本指針どおり既存の設置状況を踏まえ1か所を見込んでいます
【成果目標④】		
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	可	国の基本指針どおり設置を見込んでいます
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	可	国の基本指針どおり設置を見込んでいます

【今後の本市の方向性】

児童発達支援センター、重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスの設置、保育所等訪問支援体制の構築、医療的ケア児支援のための協議の場の設置並びに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、既に整備されており、現状を踏まえ算出しています。

引き続き、各機関がはつかいち福祉ねっとの部会等と連携し、必要な支援が提供できるよう取り組みます。

2 障害児通所支援等の見込量（活動指標）の算定

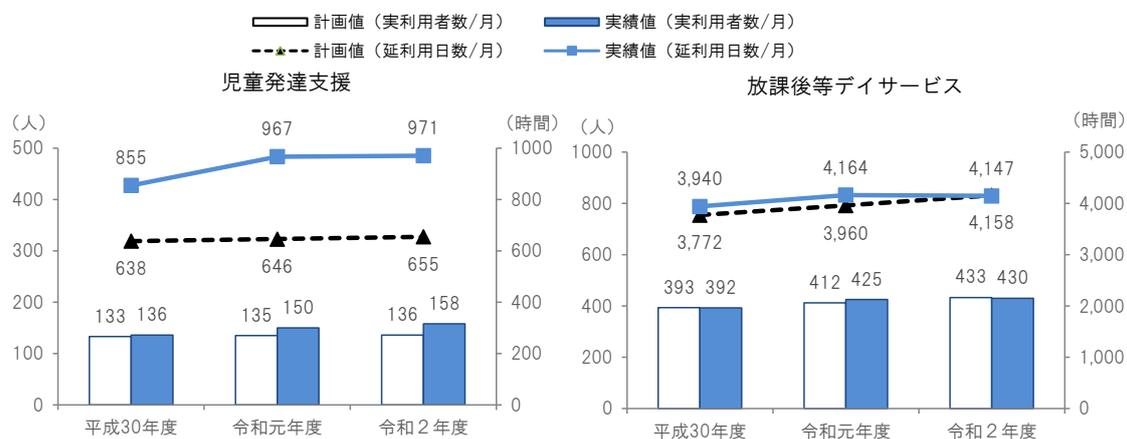
サービス名		サービス内容
児童発達支援		障がいのある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 児童福祉施設として定義された「児童発達支援センター」と、それ以外の「児童発達支援事業」の2類型があります。
医療型児童発達支援		上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。 「医療型児童発達支援センター」または指定発達支援医療機関で行います。
放課後等デイサービス		就学中の障がいのある児童に対して、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援		保育所等を訪問し、障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援		重度の障がい等により外出が困難な障がい児に対して居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援		障がいのある児童の通所施設を利用するすべての障がいのある児童を対象に、給付決定または給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数		医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。
て 支 援 事 業 子 ど も ・ 子 育	保育所	障がいのある児童の通所・通園に適した環境整備、受入体制の整備を進めます。
	認定こども園	
	留守家庭児童会	障がいの程度に応じた職員の加配、教室等の設備の改善等に努めます。

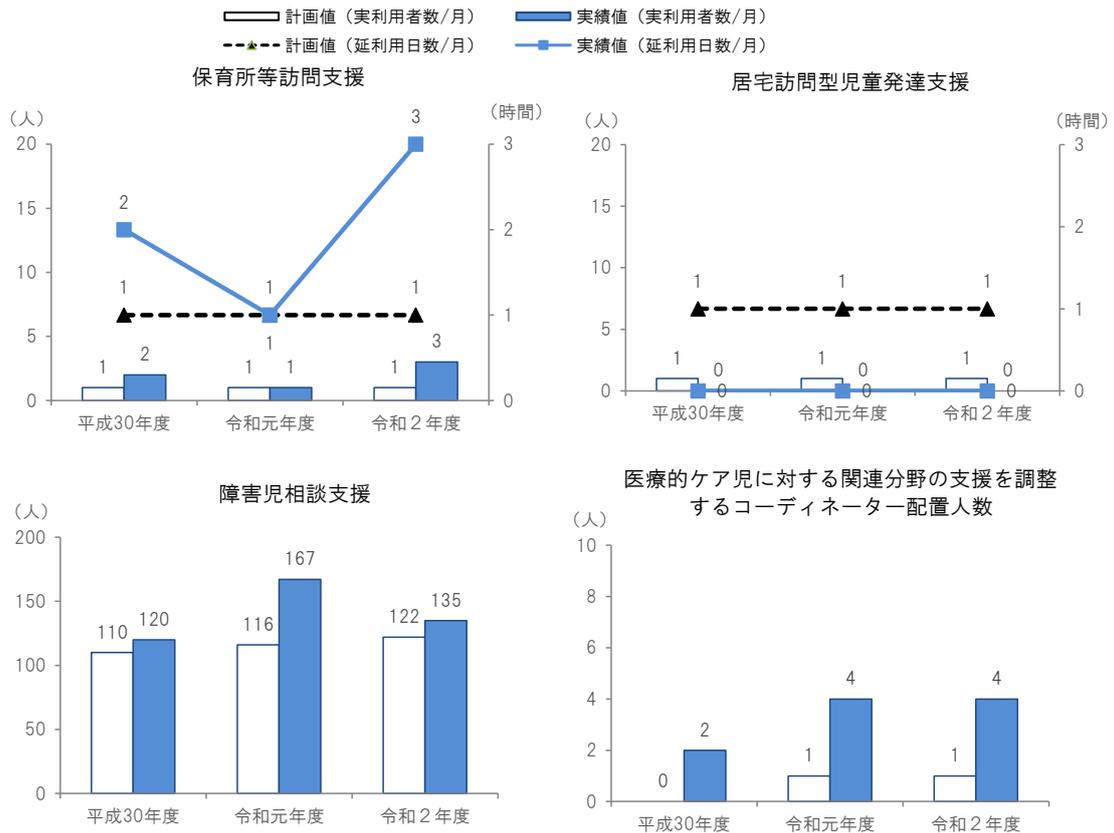
【第1期の見込量と実績】

サービス名	単位	第5期計画値			実績値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	実利用者数/月	133	135	136	136	150	158
	延利用日数/月	638	646	655	855	967	971
医療型児童発達支援	実利用者数/月	0	0	0	0	0	0
	延利用日数/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数/月	393	412	433	392	425	430
	延利用日数/月	3,772	3,960	4,158	3,940	4,164	4,147
保育所等訪問支援	実利用者数/月	1	1	1	2	1	3
	延利用日数/月	1	1	1	2	1	3
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数/月	1	1	1	0	0	0
	延利用日数/月	1	1	1	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数/月	110	116	122	120	167	135
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数	人	0	1	1	2	4	4

※令和2(2020)年度は、9月までの実績から推計

【第1期の見込量と実績(グラフ)】※医療型児童発達支援を除く





【第2期見込量(活動指標)】

サービス名		単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数/月		164	170	177
	延利用日数/月		1,137	1,330	1,557
医療型児童発達支援	実利用者数/月		0	0	0
	延利用日数/月		0	0	0
放課後等デイサービス	実利用者数/月		452	474	498
	延利用日数/月		4,354	4,572	4,801
保育所等訪問支援	実利用者数/月		3	3	3
	延利用日数/月		3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数/月		0	0	0
	延利用日数/月		0	0	0
障害児相談支援		実利用者数/月	158	185	217
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置人数		人	4	4	4
て子ども支援事業 子育て	保育所	人	105	105	105
	認定こども園	人	10	10	10
	留守家庭児童会	人	120	120	120

【見込量算出の考え方】

医療型児童発達支援は、本市に事業所がなく、児童発達支援重心対応型の利用が可能であるため、当面利用は見込んでいません。

放課後等デイサービスは、ある程度充足したため新規開設等が減少するとの見込みにより算出しています。

居宅訪問型児童発達支援は現時点で近隣に事業所の設置の見込みがないため、当面、利用は見込んでいません。

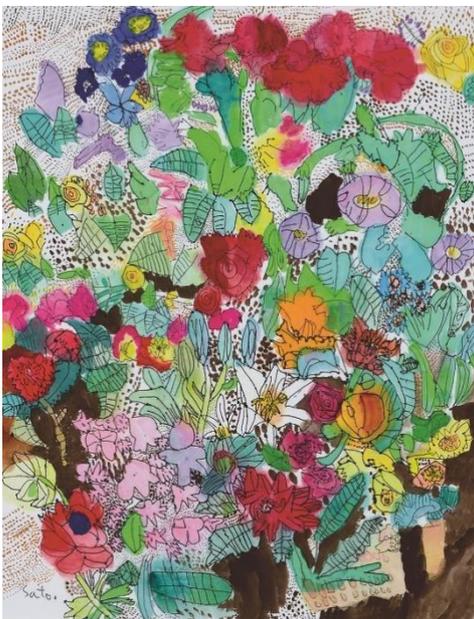
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置は、現状の4人を維持する予定です。

子ども・子育て支援事業は、利用者ニーズを踏まえて算出しています。

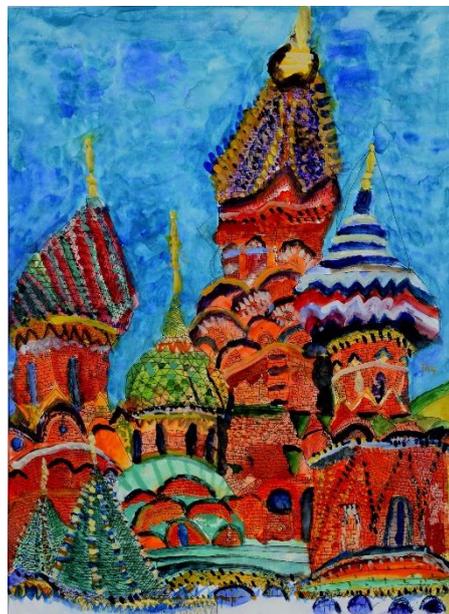
【見込量確保のための本市の方策】

- 放課後等デイサービスと日中一時支援事業について、他市町の状況等を参考に障がいのある児童の福祉サービス利用のあり方について検討します。
- 障がいのある児童及びその家族に対する支援のため、はつかいち福祉ねっと発達支援部会等で協議し、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関による連携体制の強化を図ります。
- はつかいち福祉ねっと医療的ケア児(者)部会で関係者会議や研修を開催し、支援体制の整備を進めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを中心に各関係機関と連携をとり、個別ケースの現状や課題を把握します。
- 障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに地域の保育、教育等の支援を受けて成長できるよう、地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するため、児童発達支援センター等の関係機関と連携し、相談支援体制の構築に努めます。
- 障がいのある児童が地域の子ども同士のふれあいの中で健やかに育つよう、保育所や認定こども園、留守家庭児童会等における受入れ体制の充実を図ります。

第5章 計画の推進・評価体制



作品名:百の花
作者:森田 慧



作品名:ヴァシーリー聖堂
作者:森田 慧

〈作品・作者紹介〉

平成元(1989)年広島県に生まれました。

6歳でバイオリン、7歳でピアノを始め、16歳頃絵と出会いました。

「百の花」がピースアートコンテストで優秀賞受賞。

「ヴァシーリー聖堂」があいサポートアートコンテストで金賞を受賞。

その他あいサポートアートコンテスト、アートルネッサンスにおいて佳作や数回の入選。

1 障害福祉サービス等の円滑な提供

(1) 各種サービスや制度の周知

各種サービスや制度の実施にあたっては、市広報紙やホームページの活用はもとより、窓口や訪問、出前講座等の機会をとらえて市民への周知を図ります。また、はつかいち福祉ねっとを通じ、相談支援機関や事業所等にも情報提供を積極的に行い、円滑な事業の実施や適切なサービスの提供に努めます。65歳到達後のサービス提供についても介護保険部門と連携し、適切なサービスの提供に努めます。

(2) 総合的な相談支援体制の整備

障がいのある人が地域社会で、安心して暮らしていくことができるよう、きらりあをはじめ、相談支援事業所等と引き続き、きめ細かな対応ができる相談支援体制の充実に努めます。

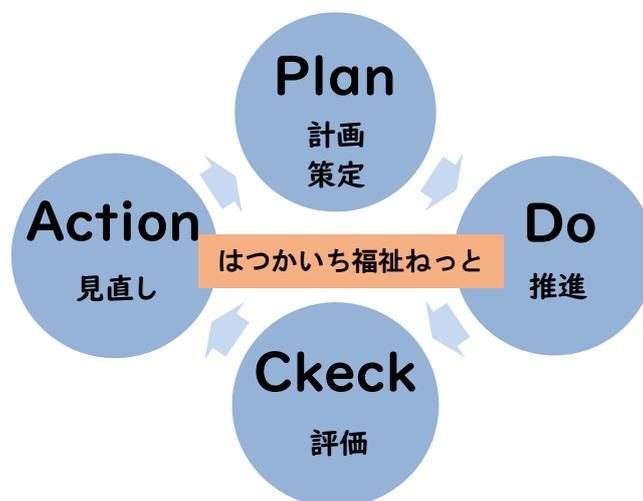
(3) 障害福祉サービス提供事業所等との連携

障害福祉サービス等の量だけでなく、質の向上も求められることから、研修情報等の提供、広島県と連携した事業所への指導、監査の実施、はつかいち福祉ねっとを通じた各事業所に共通する課題への対応等、関係機関とも連携を図りながら、質の高いサービス提供体制の確保に努めます。

2 評価体制について

計画を着実に推進するためには、本市のみならず関係機関・団体との連携を図りながら、計画の進捗状況の定期的な評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行う等、PDCAサイクルの考えを取り入れながら積極的に取り組んでいく必要があります。

本市では、はつかいち福祉ねっとにおいて、毎年度、計画の推進に関する必要な事項の検討や着実な進行管理・評価を行います。なお、進行管理・評価結果については、市政情報コーナーにて公表し、透明性を高めます。



資料編



作 者：「広島ひかり園みんなのへや」で共同制作した作品

〈作品・作者紹介〉

秋の版画です。形のおもしろい植物の葉を集めて職員と利用者との共働制作です。秋の紅葉がちょうどきれいな時期にドライブ外出したので、それをイメージしながらスタンピングしました。(上・左)

Kさんの書です。大筆ではじめて挑戦した大作です。筆を持った時の笑顔が印象的でした。(上・右)

クリスマスのプレゼント用のバッグです。自分用に飾りつけを楽しみました。(下・左)

クリスマスオーナメント。職員が海で拾ってきた流木に、好きな色の毛糸をまきつけていきました。2人1組で、流木をまわして巻き付けていくと、しぶかった流木がほっこりするオブジェに変身しました。(下・右)

Ⅰ 計画策定経緯

(1) はつかいち福祉ねっと 障がい別会議構成団体名簿

身体障がい部会	
廿日市市障害者福祉協会	廿日市市障害者団体連絡会
視覚障害者の会「椿会」	大野障害者団体連絡協議会
全国障害者問題研究会 広島県支部廿日市サークル	広島ひかり園家族会
佐伯地区ろうあ協会廿日市支部	広島ひかり園
日本頸髄損傷 LifeNet	広島県難聴者・中途失聴者団体連合会 廿日市支部
知的障がい部会	
ピクトハウス家族会	くさのみ作業所
友和の里保護者会(通所部)	ピクトハウス
友和の里保護者会(入所部)	友和の里
廿日市市手をつなぐ育成会	アダージョ
くさのみ作業所家族会	障害者支援施設原
障害者施設・原家族会	大野ふれあい生活介護事業所
おおの手をつなぐ育成会	あおぞら
ファミリアーレ	あうるワークスペース
虹の会	リバティーはつかいち
日本ダウン症協会(はつかいち)	おおの共同作業所
あおぞら家族会	
精神障がい部会	
大野精神障害者家族会あいあい	あうるホーム フィーカ
精神障害者家族会こぶし会	にじのえき
高次脳機能障害サポートネットひろしま 「シェイキングハンズ」廿日市地区会	コーヒーショップあんず
さくら作業所	ハナミズキ
あいあい作業所	相談支援事業所エスペランサ
友和病院	さくら相談支援事業所
訪問看護ステーションゆうわ	相談支援事業所あおぞら
串戸心療クリニック	広島県西部保健所
訪問看護ステーションこころーれ廿日市	市社会福祉協議会
エスペランサ	あおぞら
訪問看護ステーション和み	

こども部会	
みんなのつながりを豊かにしたい会	スイミー
広島県立廿日市特別支援学校PTA	ちょうちょ
たーとる(肢体不自由児の会)	きょうだい支援の会 SIBLINGS
くれよん保護者会オレンジクラブ	ふれじゅーる
よしわ・さいき障がい児と親の会「みかん」	廿日市市難病患者こども会
広島自閉症協会西部支部	

(順不同)

(2) 計画策定の取組の経過

日付	概要
令和2(2020)年	
7月 2日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
3日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
8日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
31日	はつかいち福祉ねっと こども部会
8月 27日	はつかいち福祉ねっと 計画推進会議
9月 2日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
4日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
9日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
23日	はつかいち福祉ねっと こども部会
10月 1日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
2日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
14日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
30日	はつかいち福祉ねっと こども部会
11月 3日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
11日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
19日	はつかいち福祉ねっと 部会代表者会議
12月 3日	はつかいち福祉ねっと 精神障がい部会
4日	はつかいち福祉ねっと 身体障がい部会
9日	はつかいち福祉ねっと 知的障がい部会
10日	市議会文教厚生常任委員会
11日	はつかいち福祉ねっと こども部会
令和3(2021)年	
2月 4日	はつかいち福祉ねっと 部会代表者会議
19日	はつかいち福祉ねっと 全体会(動画配信)
3月 24日	廿日市市保健福祉審議会

2 はつかいち福祉ねっと障がい別会議等からの主な意見

(1) 身体障がい部会

身体障がい部会から出た主な意見

- ・「施設入所から在宅へ」と言われるが、親の高齢化等に伴い入所施設を希望する人もいる。しかし、実際には待機者が多く、すぐに利用できない現状がある。
- ・入所施設から在宅生活への移行を進めるためには、グループホームの整備や在宅サービス等の充実についての課題がある。
- ・医療的ケア児(者)が在宅で安心して生活できるよう、安定したサービス供給や地域のネットワーク作り等の仕組みを整えてもらいたい(重度障害者等包括支援やその考え方を活用できるとよい)。
- ・ヘルパーや短期入所等の調整が難しく緊急時に必要な支援が受けられるか心配。
- ・医療的ケア(たんの吸引等)が必要なために、対応できるヘルパーや利用施設に限られる。サービスをスムーズに利用し外出ができるようになるといい。
- ・ヘルパーが不足している(特に移動支援や早朝、夜間の訪問等)。
- ・佐伯地域、吉和地域、宮島地域のヘルパー事業所が少ない。地域間の格差がないようにしてほしい。
- ・吉和地域、宮島地域には日中活動系事業所がなく、他地域の事業所の送迎エリアからも外れサービス利用や選択がしにくい。
- ・短期入所については希望日が重なり利用できないことがある。
- ・個々の障がいの状況にあわせた情報発信(パソコン、携帯電話、FAX等)をしてもらいたい。
- ・本市に同行援護が利用できるヘルパー事業所が少ない。
- ・視覚障がいのある人は救急車を呼ぶほどではないが、急な発熱や怪我をした時すぐに病院へ行けない。
- ・視覚障がいのある人に対するIT機器使用の訓練やサポート体制が整っていない。
- ・視覚障がいのある人の就労支援として、鍼灸師等への優先的的就労支援や職場の理解や機器の整備の啓発をしてほしい。
- ・視覚障がいのある人は情報入手方法が個々で違うため、新しい制度やサービス等の情報が入手しづらい。手帳の交付時等に情報入手方法を本市の窓口で把握してもらいたい。
- ・バリアフリーのグループホームが少ない。
- ・日中支援型のグループホームの建設を進めてもらいたい。
- ・グループホームが不足しているため、整備にあたっての単一での補助金を継続してほしい。
- ・現在の報酬体系ではグループホームの運営が厳しいため、運営面の支援について国に要望を出しつつ市独自の施策を検討してほしい。
- ・相談支援事業所の運営については、報酬単価の課題から運営が厳しい現状にある。
- ・将来的に社会参加がスムーズとなるよう未就学の児童から移動支援が利用できるといい。
- ・通学や通勤でも移動支援が利用できるといい。
- ・移動支援の報酬単価が低く事業所の運営が厳しい。単価の見直しをお願いしたい。
- ・現在の移動支援の支給量(40時間/月)では足りないことがある。社会生活を送る上で必要な範囲は認めてもらいたい。
- ・中山間地域では、公共交通機関が不便で肢体に障がいのある人の移動が課題となっている。タクシーを利用すると大きな出費になる。
- ・外出用の目覚まし時計(腕時計型)を日常生活用具で認めてほしい。また、火災報知器は高額なため、寝室、台所用の2か所で給付が受けられるよう、日常生活用具の基準額をあげてほしい(等級3級以下の人にも支給してほしい)。
- ・児童の補装具は、オーダーメイドで高額。成長に合わせて作り直すため負担が大きい。
- ・生活上必要な日常生活用具でも、障がいの種類、部位、耐用年数等によっては給付対象にな

身体障がい部会から出た主な意見

- らない場合がある。
- ・聴覚障がいのある人が安心して相談できるよう正規職員の配置を3人にしてもらいたい。
- ・本市が主催する行事には手話通訳を配置してもらいたい。
- ・デイサービスや入所施設に手話対応ができる人がいる事業所が少ない。
- ・人工内耳は日常生活用具で充電電池が助成対象となったり、修理について保険適応が可能となったりしている現状はあるが、依然として個人の金銭的負担、メンテナンス上の負担が大きい。
- ・障がいのある児童が、地域において必要な支援を円滑に受けることができるよう、医療・福祉等関係機関が連携を取る仕組みになるといい。
- ・聴覚障がいのある人の夜間や休日等の緊急時に対応できる手話通訳を配置してもらいたい。
- ・災害時、医療器具や日常生活用具等の電源を確保できるか心配。

(2) 知的障がい部会

知的障がい部会から出た主な意見

- ・「施設入所から在宅へ」と言われるが、入所施設を希望する人もいるため、入所施設を含めた様々な福祉サービスを体験し、暮らしの場が選択できるような環境をつくっていくことが必要（「入所支援」「グループホーム」「在宅」等の支援がバランスよく整備されるとよい）。
- ・可能な限り親子での生活を続けることができるように支援を整えてもらいたい。
- ・グループホームが不足しているため、整備にあたっての単一での補助金を継続してほしい。
- ・現在の報酬体系ではグループホームの運営が厳しいため、運営面の支援について国に要望を出しつつ市独自の施策を検討してほしい。
- ・重度の知的障がいのある人や重複障がいのある人が利用できるグループホームが不足している。
- ・グループホーム利用者が通院する際の支援を拡充してほしい（現在の報酬体系では、グループホーム職員による支援が厳しい）。
- ・佐伯地域、吉和地域、宮島地域は、利用できる事業所（移動支援、居宅支援）が少ない。収益性で考えると単独の事業所参入は難しいので、市独自のサービスを検討してもらいたい。
- ・ヘルパー不足により、希望する曜日、時間帯にサービスの利用ができない場合がある。
- ・通所事業所への通所に移動支援を利用できるようにしてほしい。
- ・現在、オムツの支給対象になっていない知的障がいのある人（排泄コントロールが難しい人）を支給対象にもらいたい。
- ・災害時、希望すれば障がいのある人が避難できる場所を確保してほしい。福祉避難所をすぐに利用できるようにしてほしい。
- ・福祉人材確保のための取組が必要。
- ・知的障がいのある人の特性に合った配慮をしてくれる医療機関が増えるとよい。また、総合病院への障がいのある人専門の診療科（内科、歯科等）設置、既存の総合診療の機能充実に取り組んでほしい。
- ・成人の余暇の場（日中活動系事業所通所後や休日等に定期的にスポーツ、文化活動等ができる機会）が増えるとよい。
- ・介護保険対象となる65歳到達以降も、必要なサービスを継続的に利用できるような仕組みが必要。
- ・一緒に暮らす家族が新型コロナウイルス感染症等の感染症に罹患した場合に知的障がいのある人が過ごすことができる場や、本人が罹患した場合に支援を受けられることができる場（要加療時、軽症時のそれぞれの療養施設）が必要。

(3) 精神障がい部会

精神障がい部会から出た主な意見

- ・通所交通費助成は自力で通所する人にはとても助かっている。今後も継続してほしい。
- ・本人が遠方の通所事業所を希望した時に、施設通所交通費助成の上限額を超えてしまうことがあり、負担を感じる。助成金額の上限を撤廃してもらいたい。
- ・通所交通費助成の対象条件に世帯収入があり、助成を受けられない人がいる。他の給付と同じように本人の所得だけで判断してもらいたい。
- ・長期入院をされている人の退院については、「家族の受け入れ体制の難しさ」「家を借りる際の保証人がいない」「グループホーム等の地域の社会資源が不足している」「入院されている人の高齢化」といった、多くのハードルがある。
- ・将来的にひとり暮らしをしてみたいと思っているが、いきなりは不安がある。入院、入所中に地域生活が体験できる体制（宿泊、福祉サービスの利用等）が整うとよい。
- ・地域生活で孤立しないかが心配。仲間、日中の行き場、日常生活を支援してくれる人、夜間等の緊急時に対応してくれる人等が必要。
- ・廿日市地域で利用できる短期入所やグループホームの事業所が少ない。
- ・短期入所の事業所は、利用者の数が増えている。希望された時に受け入れが難しいことがある。
- ・グループホームや相談支援の事業は採算が取れないため運営が厳しい。
- ・本市に就労継続支援A型の事業所が少なく選択の余地が少ない。市外に就労継続支援A型の事業所はあるが、高次脳機能障がいの人は通勤の際の長距離移動で脳に負担がかかるので、本市に就労継続支援A型の事業所があればよい。
- ・病院の受診等に同行（医師とのコミュニケーションも含む）してもらえような支援があればよい。
- ・本市役所で知的障がいや精神障がいのある人を雇用してもらいたい。

(4) こども部会

こども部会から出た主な意見

- ・保護者が児童の発達状況（特性）等を受け入れることができるよう、継続的な専門家による相談が必要。
- ・児童が利用できるショートステイ事業所が少ない。
- ・ショートステイの夜間帯スタッフが不足しており、事業所により女性スタッフのみ、男性スタッフのみと偏りがあるため、性別等により利用が限られる場合がある。夜間帯スタッフを安定的に配置できるような方策の検討が必要。
- ・喀たん吸引等の医療的ケアができるヘルパーが少ない。
- ・現在、オムツの支給対象になっていない児童（排泄コントロールが難しく、日常的にオムツ（パッド）が必要な知的障がい・発達障がいのある児童）を支給対象にしてもらいたい。
- ・本人の体験の幅を広げるとともに、保護者の負担軽減のためにも、未就学の児童が移動支援の利用対象になるとよい。
- ・保護者の就労等、一定の条件で、登下校に利用できるサービスがあるとよい（特に登校時間が遅く、保護者の就労時間が限られる特別支援学校の登下校（スクールバスバス停への送迎含む）に利用できるサービスが必要）。
- ・発達支援が必要な児童で、保護者が早期に就労する必要があり、発達段階等に応じた支援を受けることが難しい児童がいる。
- ・保護者が就労する必要がある場合（ひとり親家庭、生活困窮等）に利用できる支援が不足している。
- ・日中一時支援事業所が少ないため、事業所の指定基準や報酬単価を見直してもらいたい。

こども部会から出た主な意見

- ・目的(預かり、療育等)に合った制度・福祉サービスの利用が必要(預かりは留守家庭児童会・日中一時支援、療育は放課後等デイサービス等)。
- ・年齢や発達状況に合った療育を受けることができる放課後等デイサービス事業所が少ない(特に中学生以上)。
- ・佐伯地域、吉和地域、宮島地域の児童が利用できる福祉サービス事業所が少ない。
- ・こども部会で現在のニーズに合った取組(つながりづくり、余暇活動、学習会等)を検討できるとよい。
- ・障がいのある児童のきょうだいに対する支援が不十分。

(5) 発達支援部会

発達支援部会から出た主な意見

- ・佐伯地域、吉和地域、宮島地域に未就学の児童が通うことのできる療育の場がなく、発達段階等に応じた支援を受けることができていない児童がいる(対象者の少なさ等から採算が取れないため民間事業者の参入が難しいということや専門性のある職員の確保が課題)。
- ・未就学の児童の移動支援については、一定の条件(障害者手帳所持、年長・年中等の年齢要件等)を付け、上限10時間/月ということで利用できるようになるとよい。
- ・移動支援は、外出するということでリスクが高いにもかかわらず報酬単価が低いいため見直しが必要。
- ・登下校時に利用できる支援があるとよい(ファミリーサポート事業については、実際には、協力会員不足、金銭的負担により、日常的な活用につながりにくい)。
- ・医療的ケアが必要な未就学の児童についても、その発達や保護者の就労等の状況に併せて利用できる「療育の場」と「預かりの場」を充実させていくことが必要。
- ・インターネットやゲームが広く普及したことで、学校・社会生活等に著しい影響が出ている人に対する支援の必要性が増している。
- ・通信制高校等を卒業後に進学や就労をしていない人等が、日常生活に必要な力(金銭管理、家事等)やコミュニケーション力を身につけることができる学びの場(就労継続支援・就労移行支援の前段階の自立訓練等)の充実が必要。

(6) 訪問介護事業所連絡会

訪問介護事業所連絡会から出た主な意見

- ・ヘルパー不足で調整がつかない等の理由で、複数事業所と契約をせざるを得ない場合、サービス必要量ギリギリの支給決定では、実際に、サービス提供を受ける際に支障が出る場合がある(利用したい事業所と契約している時間数が不足してしまう)。
- ・以前と比較し働く保護者が増えているため、現在のニーズを把握できるとよい。
- ・希望が集中する放課後や休日のガイドヘルパーが不足している。
- ・医療ケア(たんの吸引等)ができるホームヘルパーが少ない。
- ・早朝、夜間に対応ができるヘルパーが少ない。
- ・ヘルパー人材不足への対策として、ヘルパーの資格取得のための助成があるとよい。

(7) 相談支援部会

相談支援部会から出た主な意見

- ・どの地域においても、利用者の希望曜日や回数に対応したヘルパーの利用調整が難しい。調整可能な場合でも平日の日中の時間帯に限ってのことが多く、特に土日や放課後、早朝、就

相談支援部会から出た主な意見

寝時の支援調整が困難。

- ・特に佐伯地域、吉和地域、宮島地域では、居宅介護や移動支援を提供する事業所が少ない状況が続いている。
- ・移動支援について、一定の要件に該当する人は通所、通学の際に利用ができるようになるとうい。
- ・移動支援を山間地域で暮らす人が利用しようとするヘルパー分も含めた交通費の負担が大きくなり、利用しにくい現状がある。また、ヘルパーが利用者宅へ移動するまでの交通費負担がかかるため、本市からの助成等があるとよい。
- ・通所交通費助成に上限があるため、市外の事業所に通所するための交通費が利用者の負担となる。また、対象条件に世帯収入があるので助成が受けられない人がいる。
- ・本市に就労移行支援事業所があるとよい。利用したくても、通うこと自体がネックになる方もいる。
- ・就労継続支援A型、就労定着支援については本市に事業所が少なく、大半の利用者が市外の事業所を利用している。
- ・本市にグループホームやショートステイが不足している。増えることで利用者にとっての選択肢が増えるとよい。
- ・児童が利用できる日中一時支援事業所やショートステイが少ない。
- ・放課後等デイサービスの過剰利用抑制への継続的取組が必要。
- ・主に知的障がいのある人は施設入所を希望しても待機者が多く何年も入所できない。
- ・重度の知的障がいのある人に対応できる医療機関（特に入院施設）が少ない。
- ・利用者に対する支援だけではなくその家族への支援が必要なケースが多いため、他機関との連携が必要。電話での連絡調整や会議への出席が多いため、相談支援において連携加算が認められるとよい。
- ・利用者が入院した時の付き添いの支援があるとよい。
- ・登校が難しいケースや進路に関する情報が必要なケース等、学校との連携が必要なケースが多い。教育と福祉の間の連携がスムーズになるとよい。
- ・報酬単価が低いため、既存の相談支援事業所については相談支援専門員を増員できず、新たな事業所の参入も進まない等の理由で、計画作成や基本相談における相談支援専門員の負担が大きくなっている。本市から相談支援事業所へ助成金（補助金）を支給することで、相談支援事業所の運営がしやすい環境を整備してもらいたい。



作品名：紙の香り

作者：F-みどり（訪問看護ステーション和み）

〈作品・作者紹介〉

普通のキッチンペーパーでも、目に美しく映るようにつくりました。

花瓶の中に、好きな香りを入れて、ルームフレグランスとして、ご使用できます。

3 アンケート結果

(1) 概要

項目		内容
調査の目的		本調査は、現在、令和3(2021)年度を初年度とする第6期廿日市市障がい福祉計画・第2期廿日市市障がい児福祉計画の策定を進めるため、市民の福祉サービスの利用実態等を把握し、計画策定や施策推進に役立てることを目的とします
調査の方法	調査対象	本市の障がいのある方及び児童発達支援、放課後等デイサービスを利用している児童等から無作為抽出
	調査方法	郵便を通じての配付・回収
	調査期間	令和2(2020)年8月17日(月)～令和2(2020)年8月31日(月)
回収結果	調査配付数	800件
	回収数	415件
	回収率	51.9%

(2) アンケート項目

- 問1 お答えいただくのは、どなたですか。(○は1つだけ)
- 問2 あなたの年齢をお答えください。(数字で記入)
- 問3 あなたの性別をお答えください。(○は1つだけ)
- 問4 現在、あなたが一緒に暮らしている人は、どなたですか。(あてはまるものすべてに○)
- 問5 あなたがお住まいの地域はどちらですか。(○は1つだけ)
- 問6 あなたは身体障がい者手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)
- 問7 身体障がい者手帳をお持ちの場合、主たる障がいをお答えください。(あてはまるものすべてに○)
- 問8 あなたは療育手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)
- 問9 あなたは精神障がい者保健福祉手帳をお持ちですか。(○は1つだけ)
- 問10 あなたは難病(特定疾患)の認定を受けていますか。(○は1つだけ)
- 問11 あなたは発達障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)
- 問12 あなたは高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。(○は1つだけ)
- 問13 あなたが現在受けている医療ケアをお答えください。(あてはまるものすべてに○)
- 問14 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)
- 問15 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(○は1つだけ)
- 問16 あなたが希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)
- 問17 あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

- 問 18 【問 17 で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方】どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)
- 問 19 【問 17 で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を答えた方】あなたは今後、一般の会社などで収入を得る仕事をしたいと思いませんか。(○は1つだけ)
- 問 20 あなたは一般の会社などで収入を得る仕事につくために、職業訓練などを受けたいと思いませんか。(○は1つだけ)
- 問 21 あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)
- 問 22 【18 オ以上の方】あなたは障がい支援区分の認定を受けていますか。(○は1つだけ)
- 問 23 あなたは介護保険によるサービスを利用していますか。(○は1つだけ)
- 問 24 【問 23 で「利用している」と答えた方】あなたに該当する要介護度はどれですか。(○は1つだけ)
- 問 25 あなたは次のサービスを利用していますか。また、今後3年以内に利用したいと考えますか。



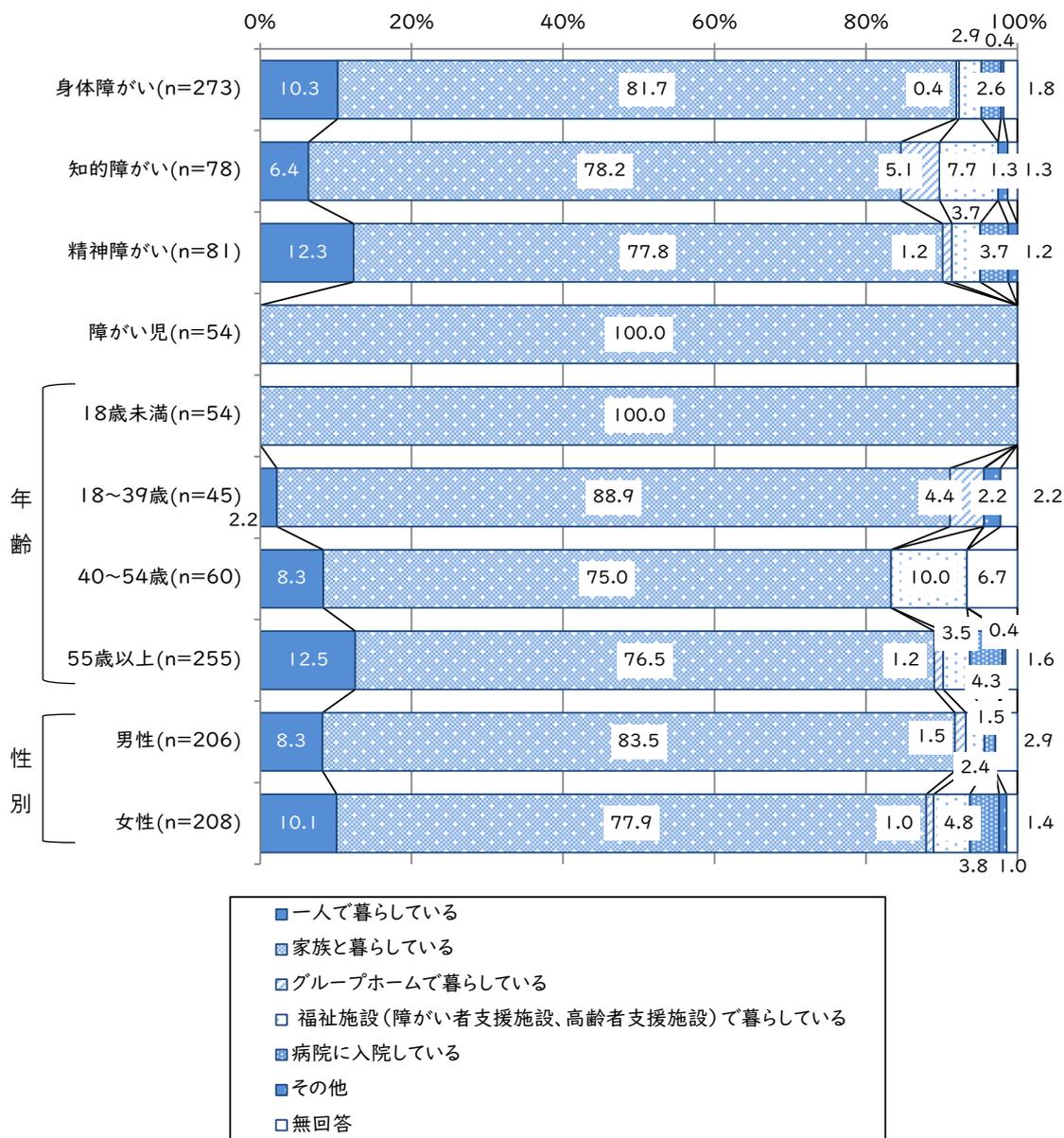
作品名:歴史を語る光景
撮影者:花野満輝(カノ ミツテル)ペンネーム
撮影場所:宮島

〈作品・作者紹介〉(撮影方法)

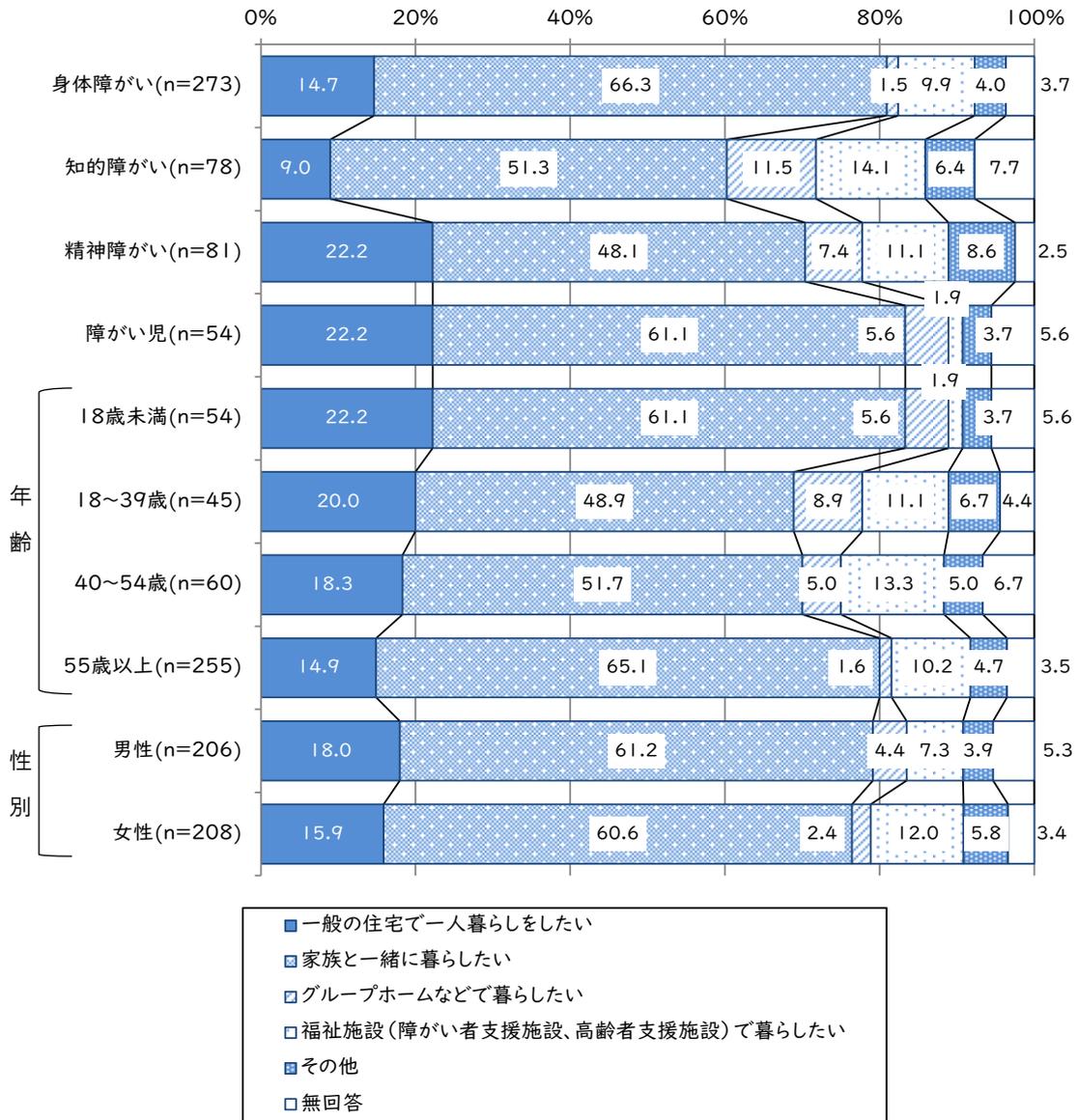
電動車椅子に自分なりに工夫して折り曲げて作った鉄パイプの上に一般に市販されている三脚の頭を(ウンダイ・カメラを載せる台)取り外して取り付けて、そこにカメラを載せて顔を近づけてロでシャッターを切ります。そのために必要なリリース(シャッターを切るための付属品)をカメラに付けます。そこまでの行程を何人もの多くの方にお願ひし支援してもらい、始めて私は写真撮影を完了することができるのです。ですから私にとって一枚々が何ものにも代えがたい宝物になっています。多くの方の支援、ご協力があればこそと感謝しています。ありがとうございます。

(3) 調査結果

問 14 あなたは現在どのように暮らしていますか。(○は1つだけ)



問 15 あなたは将来、どのように生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)



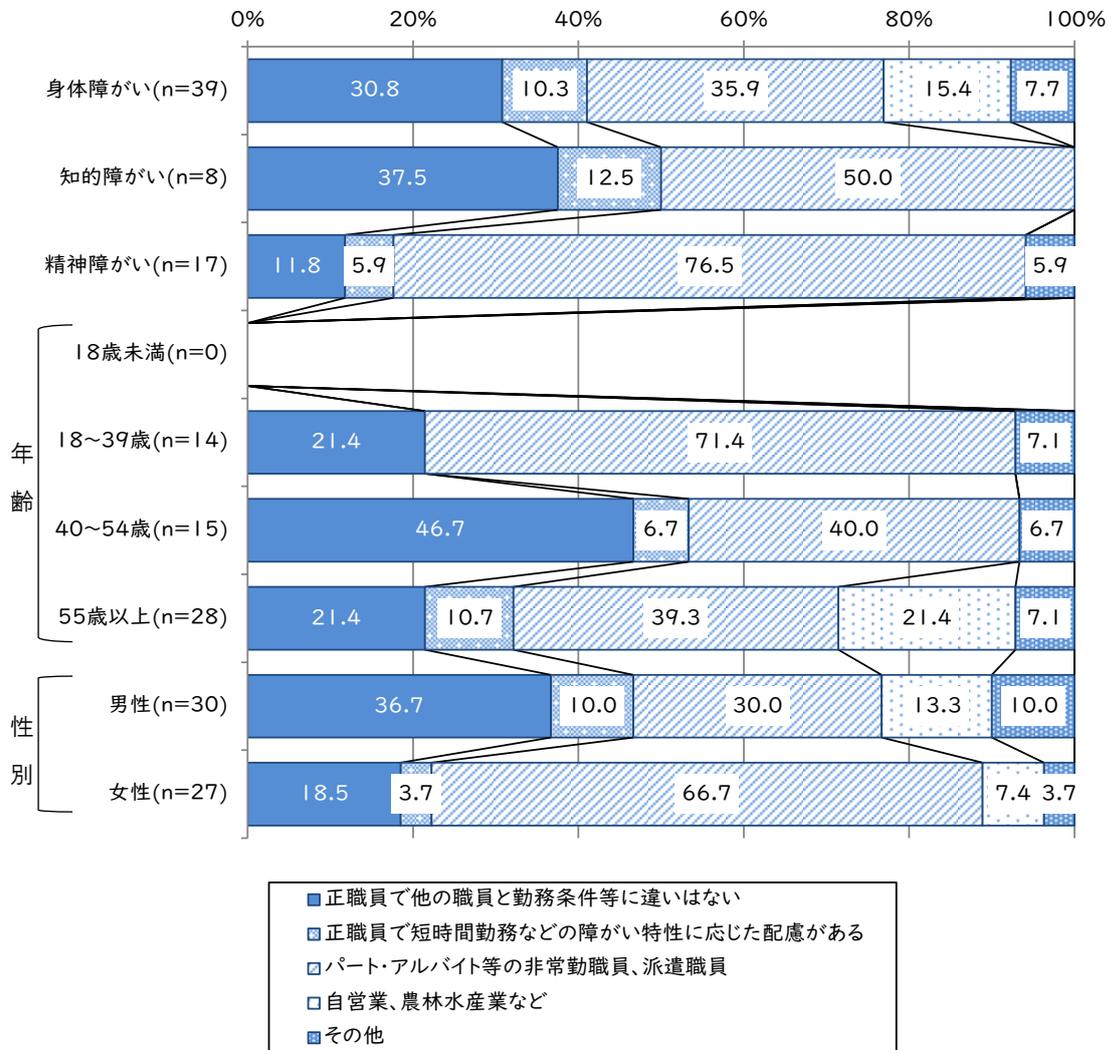
問 16 あなたが希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

区分		回答者数	在宅で医療ケアなどが適切に 得られること	障がい者に適した住居の確保	利用できること	必要な在宅サービスが適切に	生活訓練等の充実	経済的な負担の軽減	相談対応等の充実	地域住民等の理解	コミュニケーションについての 支援	その他	無回答
身体障がい		273	114	52	126	30	114	60	32	30	12	25	
知的障がい		78	19	28	33	25	48	40	28	35	4	8	
精神障がい		81	15	20	26	14	47	33	16	24	9	9	
障がい児		54	6	16	19	25	37	34	25	30	2	3	
年齢別	18歳未満	54	6	16	19	25	37	34	25	30	2	3	
	18～39歳	45	5	12	16	11	32	25	11	17	4	4	
	40～54歳	60	14	22	16	8	39	22	16	17	3	10	
	55歳以上	255	114	40	120	27	87	48	24	22	11	26	
性別	男性	206	69	46	74	38	99	67	43	50	11	17	
	女性	208	70	44	97	33	96	62	33	36	9	26	

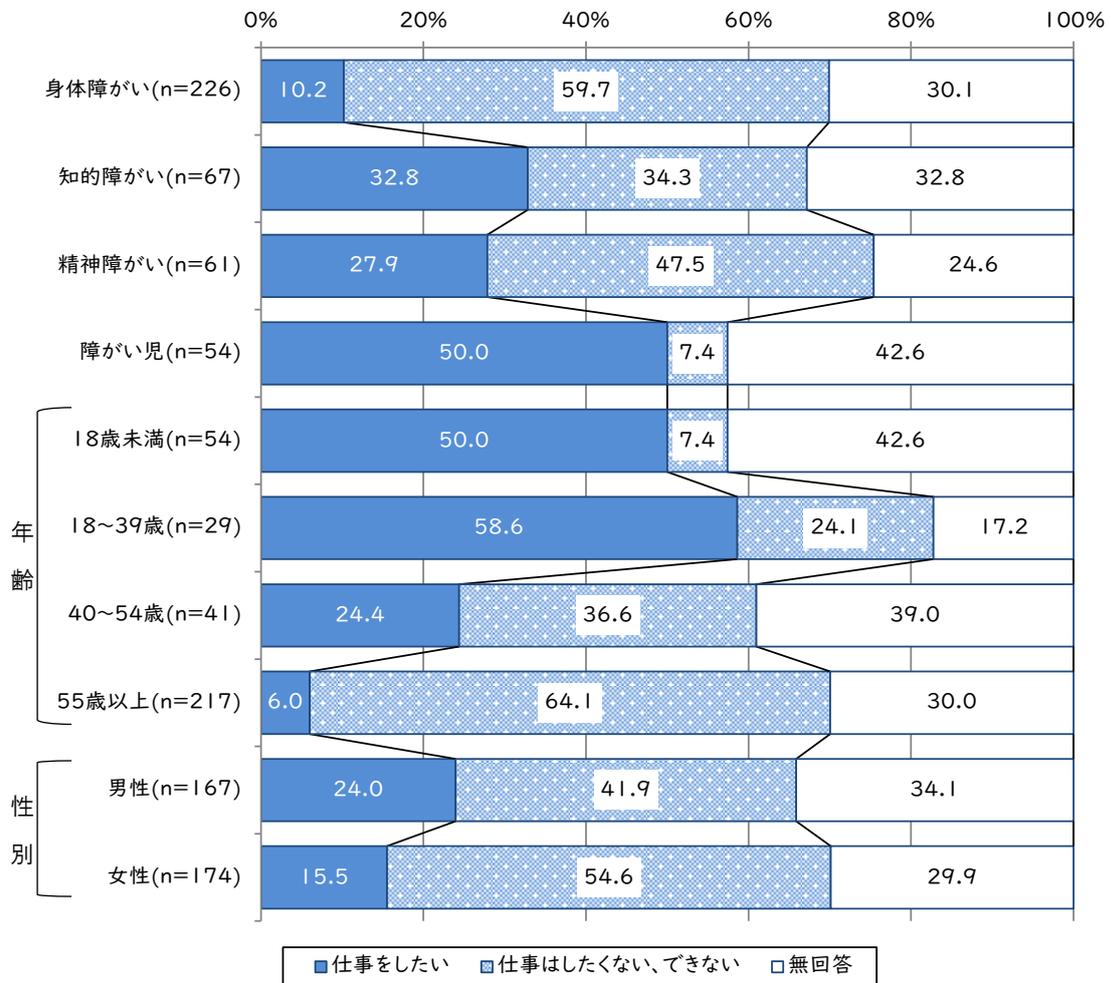
問 17 あなたは平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(あてはまるものすべてに○)

区分		回答者数	会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦(主夫)をしている	福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	病院などのデイケアに通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入所している施設や病院等で過ごしている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	特別支援学校(小中高等部)に通っている	一般の高校、小中学校に通っている	幼稚園、保育所、障がい児通園施設などに通っている	その他	無回答
身体障がい		273	39	8	40	17	33	41	164	17	1	5	3	0	8	8
知的障がい		78	8	0	0	23	4	7	16	5	1	13	5	5	5	3
精神障がい		81	17	0	6	8	4	7	34	5	0	1	6	2	2	3
障がい児		54	0	0	0	1	0	3	2	0	1	13	23	16	1	0
年齢別	18歳未満	54	0	0	0	1	0	3	2	0	1	13	23	16	1	0
	18~39歳	45	14	0	1	16	2	3	9	0	1	0	3	0	3	2
	40~54歳	60	15	1	3	11	3	6	24	4	0	1	0	0	2	4
	55歳以上	255	28	8	47	7	32	33	163	21	0	0	0	0	5	10
性別	男性	206	30	4	5	16	23	21	100	10	2	8	16	11	4	9
	女性	208	27	5	46	19	14	24	98	15	0	6	10	5	7	7

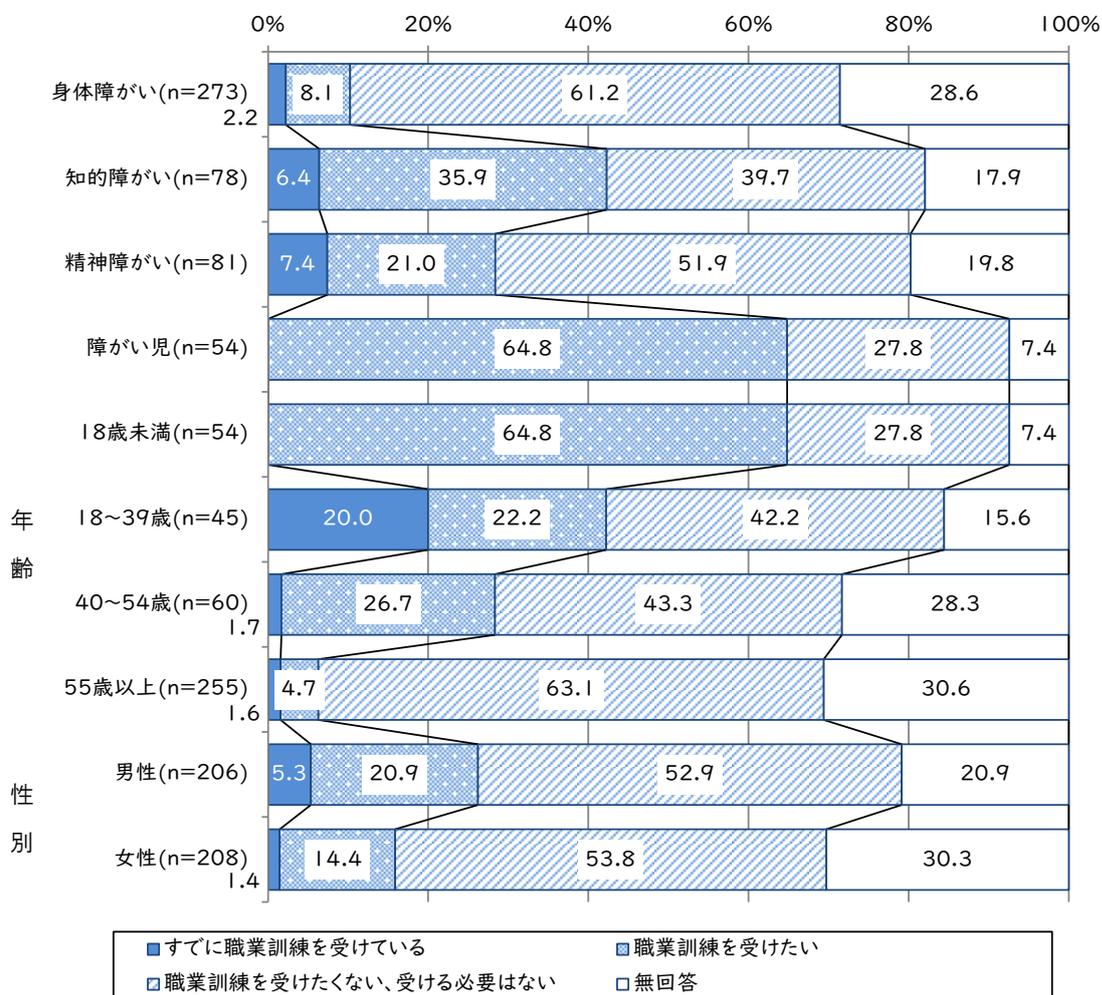
問18 【問17で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方】どのような勤務形態で働いていますか。(○は1つだけ)



問 19 【問 17 で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外を
 答えた方】あなたは今後、一般の会社などで収入を得る仕事をしたいと思いますか。
 (○は1つだけ)



問 20 あなたは一般の会社などで収入を得る仕事につくために、職業訓練などを受けたいと思いますか。(○は1つだけ)



問 21 あなたは障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)

区分		回答者数	通勤手段の確保	勤務場所におけるバリアフリー等の配慮	短時間勤務や勤務日数等の配慮	在宅勤務の拡充	職場の上司や同僚に障がいの理解があること	職場で介助や援助等が受けられること	支援機関の連携	就労後のフォローなど職場と企業ニーズに合った就労訓練	仕事についての職場外での相談対応、支援	その他	無回答
身体障がい		273	65	61	67	47	100	36	38	30	44	21	104
知的障がい		78	24	11	26	9	43	23	34	19	29	10	20
精神障がい		81	20	10	25	13	41	13	26	13	29	8	26
障がい児		54	21	11	20	7	44	24	36	25	30	1	3
年齢別	18歳未満	54	21	11	20	7	44	24	36	25	30	1	3
	18～39歳	45	14	8	15	7	35	9	19	5	17	3	6
	40～54歳	60	21	9	26	14	28	9	15	10	18	3	20
	55歳以上	255	51	53	53	37	77	32	30	25	38	23	111
性別	男性	206	53	40	61	30	93	40	59	42	58	15	62
	女性	208	54	41	53	35	91	34	41	23	45	15	78

[表紙]

作品名:縮景園のさくら

作 者:今田 浩基

〈作品・作者紹介〉(表紙、p27)

平成元(1989)年6月28日 広島県に生まれました。

筆の線はなめらかで勢いがあり、マーカーでは軽やかな作品を描きます。

自由を愛し、美しいものや楽しいことを追い求め、日々過ごしています。

平成 29(2017)年「僕の好きな鳥 3 羽」 あいサポートアートコンテストで金賞を受賞。

平成 30(2018)年「郵便ふくろう」 あいサポートアートコンテストで銅賞を受賞。

平成 31(2019)年「赤いぼたん」 アートルネッサンス入選。

[裏表紙]

作品名:お城の中には

作 者:笹井 優亮

〈作品・作者紹介〉(裏表紙)

平成元(1989)年広島県に生まれました。

小さい頃から絵を描くことが好きで、様々な表情を描き分けます。

「花ならべ」があいサポートアートコンテストで銀賞受賞。

その他あいサポートアートコンテスト、アートルネッサンスにおいて佳作や数回の入選を果たしています。

第6期廿日市市障がい福祉計画・

第2期廿日市市障がい児福祉計画

発行年月:令和3(2021)年3月

発 行:広島県廿日市市

編 集:廿日市市 福祉保健部 障害福祉課

〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目11-1

TEL(0829)30-9152 FAX(0829)31-1999

